

当会の見解・提言・報告

日中航空協定の調印について	29
参議院選挙結果に関する所感	29
社会的公正と税制	29
新しい自由主義体制の確立をもとめて	31
第32回西日本経済同友会大会宣言	37
日米共同声明について	38
田中首相退陣について	38
自民党新総裁決定について	39
インフレの抑制と今後の労使関係	39
所得政策について	41
日本と日本人を考える委員会「会員意識調査報告」(中間報告)	43
新内閣に望む	77
代表幹事年頭所感	78
50年度予算政府案決定について	79
高令者の福祉	79
産業構造改革の基本方向(中間報告)	90
昭和49年度中堅企業委員会活動報告	99

日中航空協定の調印について

昭和49年4月20日
社団法人 関西経済同友会
代表幹事 松下 正 治
代表幹事 牧 野 耕 二

今般、日中航空協定の調印にいたったことは、まことによろこばしいことである。

この協定は、日中国交の正常化をよりおしすすめ、相互の信頼関係を深めるうえできわめて重要かつ象徴的な実務協定である。

今後は、一日も早く正常な運航が開始され、大阪国際空港からの直行便が実現することを期待したい。

以 上

参議院選挙結果に関する所感

昭和49年7月8日
社団法人 関西経済同友会
代表幹事 松下 正 治
代表幹事 牧 野 耕 二

1. 今回の結果は、国民の政府・自民党に対する数々の批判があることを認めるべきである。
2. 今後、政府・自民党は、わが国の秩序ある発展と国民生活の漸進的な向上を目指して全力を注ぎ、国民の信頼を回復してほしい。

以 上

社会的公正と税制

昭和49年8月13日
社団法人 関西経済同友会
経 済 政 策 委 員 会

国民福祉の経済的な充実を目標とする場合、所得及び富の分配における社会的公正の実現が、最も重要な課題とならねばならない。

当委員会は社会的公正のための税制のありかたについて検討を進めてきたが、このほど以下のようにとりまとめを行った。

この案は、中長期的な観点からの税制のあり方について、その理論的な素描を示したものである。したがってその具体化にあたっては内容及び実施時期等について広く世論への配慮、税務行政上の諸問題

等を含め、慎重な検討を要すると考える。

I 社会的公正の立場から税制のありかたを検討する場合には、個人レベルにおける租税負担が納税者の間にいかに配分されるべきかが、問題の中心となるべきである。もちろんいわゆる公正の内容について客観的に一義的の判断を下すことは困難であるが、水平的公正と垂直的公正との両者をみたす税制の中心はこれを所得税に求めることが望ましい。

II したがって所得税においては、各種の分離課税をできうるかぎり縮小して総合課税主義を徹底し、かつ適切な累進課税を採用すべきである。所得税がその長所を発揮するためには、申告納税制度のもとで所得が正確に把握される必要がある。

したがって、納税者の納税意識の向上と税務行政上の格別の工夫とが望まれる。

また、高い物価上昇が断続する時期においては、インフレーションに基づく実質負担の上昇が公正な租税負担の配分をゆがめる場合がある。そのため税率適用所得階級区分を物価指数で調整することが、景気調整政策とは別途に考慮されるべきであろう。

さらに所得税の課税単位について、現行の個人単位から家族単位への移行をも検討すべきであろう。この措置は総合課税主義の見地からは認められるとともに、夫婦財産共有の思想及び共稼ぎ世帯の増加という国民生活の変化傾向にも即応すると思われる。また、この場合には、租税負担の増大を防ぐために、二分二乗方式等の課税方式を採用する必要があると思われる。

III 土地税制については、土地問題の決め手としては、あくまで補完的・誘導的な役割を演ずるにとどまらざるをえない。しかし社会的公正の見地からいうと、とくに高額譲渡益の優遇はそれが土地供給の促進に有効である限り認められるのであって、短期における単なる土地の譲渡による差益には高率の課税を適用すべきである。

なお、資産保有の不公正是正という点では、現行相続税はかなり効果をもっているものと考えてよい。ただこの税は、これを世代間の資産移動の場合に限定し、配偶者の生活の激変はさけるべきであろう。

IV 国民福祉の長期計画が策定され、これに基づく福祉充実が進みかつ所得税と社会保険料負担とがかなり高い水準に達する段階においては、間接税とくに一般消費税の導入が望ましい。その一つの形態として消費型の付加価値税を、EC諸国よりもさらに徹底した形、例えば投資財控除・特定品目への非課税及びゼロ税率措置・差等税率等を含まないわが国独自の内容を検討する必要がある。

この新税の導入は、一方において税制の水平的公正の要請をみだし、他方その財源を優先的に国民福祉の充実にむけるならば、所得税及び資産税とともに垂直的公正の達成にも有効な税目であると考えられる。さらにこの場合、低所得納税者及び所得税の課税最低限以下のひとひとの付加価値税負担

を軽減または相殺するような、ネガティブ・インカムタックスを併せて導入する必要がある。

V 法人税のあるべき姿は、企業活動に及ぼす短期及び長期の作用及び経済における民間・公共両部門への資源配分効果に即して、決定される必要がある。所得税と法人税とを同列において、前者の負担は個人にかかり後者の負担は法人にかかることとその転嫁を無視する見方である。法人税の基本的性格をめぐる論議も税制におけるその考え方も、まだ国際的に決着しているわけではない。また所得税と法人税とは、その所得計算と税率との定め方において、これを同一に論ずることはできない。さらに企業といっても個人類似の法人については、所得税と法人税との斉合的な取扱いが必要であって、現実には多くの困難な問題が残されている。

けれども、企業がその利潤の一部を公共活動の財源として負担することはその社会的責任の一つとして当然である。したがって、配当軽減制度・受取配当の益金不算入制度・所得税における配当控除制度等、法人税の基本的仕組みにかかわる諸制度についてはこの際再検討してみる必要がある。

以 上

新しい自由主義体制の確立をもとめて

一 市民の福祉と企業の自由の調和一

昭和49年10月17日

社団法人 関西経済同友会

自由主義体制委員会

はじめに

昨年末からの物価問題をめぐる企業行動規制強化の声の高まりは、直接には企業の経営姿勢に対する不信の表明であるが、その底には、「競争」と「市場メカニズム」の働きという自由主義体制の根幹についての強い不信が潜んでいるものと受けとめなければならない。

この批判に対し、企業はいたずらに防衛的態度をとるのではなく、むしろ、これからの望ましい社会のシステムと、そのなかでの「企業」のあり方、基本的には自由主義の考え方について、現実に適合し得るような変革が、社会から求められているという認識のもとに能動的に対応する必要がある。

本来、自由主義体制のもとでの企業の特長は、その創造力とバイタリティーをフルに活用できることであり、また、このこと自体が市場メカニズムを通じて、直接・間接に市民の自由の確保と福祉の増進に貢献しうることにある。

これからわが国がめざすべき福祉社会を実現するには、このような自由主義体制の利点を時代の推移に適応させながら、最大に活かす以外に方法はないことを、企業は自信をもって主張すべきである。

そのために基本的に必要なことは、市場メカニズムを補完する新しい社会のシステム、ルールを確立し、同時に企業の利潤追求が、福祉の増進に不可欠であるという理念を明確にすることである。このような努力を続けることによって、企業の自由な経済活動と、市民の自由と福祉が調和できる体制をつくりあげることができる。

企業とその経営者は、社会の一員としての責任を果たすためにも、政府、市民と協力しつゝ自らイニシアティブをとって、新しい自由主義体制を確立する決意を新たにしなければならない。

1 福祉実現に必要な新しい社会システム

1) 市場メカニズムを支える補完制度の確立

これまでわが国は経済全体としては、競争と市場メカニズムを活用し、国民の物的生活水準向上という目標を達成してきた。しかし一方では、産業の急速な高度化につれて環境破壊、情報の偏在、巨大組織のなかでの人間疎外、分配の不公正などのひずみが次第に表面化し、いまやそれが、いわゆる市民の自由と福祉を阻害する要因として重大な社会問題となっている。

これは、もともと市場メカニズムの働きにまかせられるべきではなかった分野が放置され、それを補完する制度の充実が軽視される傾向にあった結果の表われである。

現在緊急に必要なのは、市場メカニズムが、すべての分野で有効に働くものではないことを正當に認識し、そのような分野に公共政策を適用することであり、そのために必要な制度、ルールを充実することである。たとえば、環境保全のための基準を法によって明確にすること、競争条件の整備のために、独占禁止法を時代に適応するよう見直すこと、消費者に十分な情報を提供するシステムを確立することなどが必要である。また、社会的公正を期するために、社会保障制度の拡充、税制の整備、ナショナル・ミニマムの採用も急がなければならない。

これらの問題を、いままでのように企業の社会的責任の自覚を重点に解決をはかろうとすれば、おのずから限界があり、とくに社会的公正の確保を求める問題については、本質的解決になり得ないことは明らかである。

明確な制度、ルールを定め、そのなかで市場メカニズムが有効に働くことによって、企業の自由な経済活動と市民の自由との摩擦を極小に止めることができる。さらにこのことは、恣意的・権力的社会の出現を阻み、公正な社会を実現することになるので、むしろ市民の自由を積極的に確保することにつながるはずである。逆に、制度、ルールの充実を怠り、本来、市場メカニズムにまかせべき分野へ政府が直接介入するようなことがあれば、恣意、なれあい、権力の集中がはびこることになる。このような現象は、「統制が統制を呼ぶ」という表現に象徴されるように、次第に社会全体に及ぶ性質のものであるだけに、やがては単に企業の自由を規制するだけにとどまらず、い

いわゆる市民の自由まで抑圧することになることは自明のことである。

資源制約の強まり、コスト・インフレ体質の定着化など、難問をかゝえたこれからのわが国の社会、経済に適合する制度、ルールを用意は、現段階ではいかにも不充分である。企業及び経済は、新しい制度、ルールをつくりあげることに積極的意思を表明することで政府に協力し、国民の批判にこたえられるよう、他の社会集団と力を合わせて努力しなければならない。

2) 福祉社会に不可欠な企業の利潤追求

物価問題を契機として企業利潤に対しても強い不信が生じ、「企業利潤は悪」との風潮さえ生まれるにいたった。しかし、このような風潮は社会の効率を阻害し、いわゆる福祉社会への移行を困難にするものに他ならない。

社会が企業にもとめている重要な役割のひとつは、時代とともに変化する消費者の要求に敏感に反応し、成功の見通しが必ずしも確実でない将来への新しい財・サービスの供給へ、絶えず積極的に指向することである。企業をして、このようなリスクに挑戦させ、研究開発、資源の活用、従業員の能力開発などの活動に向かわせ、市民の福祉の増進に寄与する起動力として、企業の利潤追求は、社会的にも不可欠なものである。

もっとも、すべての利潤追求行為が社会福祉に結びつくものでないことは当然である。利潤が社会的に正当であると認められるためには、その獲得の手段も正当でなければならない。たとえば、寡占あるいはカルテルによる価格のつり上げや、情報の偏在を悪用した投機行為などによる不当な利潤獲得は、社会的に非難されなければならない。

企業が、公正な競争条件のもとで、正当な手段で利潤を獲得し、その利潤が企業活動を通じて、より豊かな財・サービスの供給という形で、市民の福祉に貢献することによって、はじめて利潤追求は社会的に正当なものとして認められる。

また、企業の目的はその社会的使命の遂行にあり、利潤は企業の社会的貢献度により、社会から認められるものであるとする企業経営者としての倫理的自覚も、もちろん重要である。

企業は、利潤の考え方について社会から正しい理解を得るよう不断的な努力を続けるとともに、その前提条件として重要である公正な競争条件の整備と、消費者に十分な情報を提供するシステムを充実させることに、自らがイニシアティブをとって力を注がなければならない。

これからの社会に適応した新しい制度、ルール、枠組みは、いままでの自由企業体制からみれば、「企業の自由」を制約するようにみえることもあろうが、古い制度、古い慣行に拘泥するあまりに自由主義体制そのものの有効性を失う愚をおかしてはならない。新しい自由主義体制を確立するためには、市場メカニズムに一定の枠をはめることが不可欠である。企業経営者は、企業の自由とは、

この新しい社会システムのなかでの自由であることを銘記すべきである。

このような基本的認識のうえに立ち、新しい自由主義体制の確立のための当面の重点的方策について、次の通り提言する。

2 新しい自由主義体制への重点方策

1) 企業のコスト・インフレ防止責任の自覚

インフレ問題の解決は、新しい自由主義体制を確立するための重要課題である。物価安定は主として政府の役割であるが、新価格体系移行後のコスト・インフレの最大要因が企業の賃金上昇であることは否定できない。とくに大企業とその労働組合は、コスト・インフレ防止に相当な責任をもっていることを自覚しなければならない。

近年の賃金決定にあたっては、労働組合が相互の連携・協調によって労働市場への支配力を強め、また企業経営者も個々の「労使の平和」維持を重視するあまり、生産性向上を上回る賃上げを受入れる傾向があった。今後も、従来並みの大巾ベース・アップが続くようなことがあれば、コスト・インフレに拍車をかけることになり、他の先進諸国とのインフレ度の差の累積が、わが国の国際競争力を著しく低下させることは明らかである。これを放置すれば、当然の勢いとして政府による所得政策の実施を認めざるを得なくなることも予想される。自由主義体制にとって、政府による所得政策は決して好ましいものではない。とくに大企業とその労働組合は、このような事態について、共通の認識を深めることに努め、両者が賃金水準の設定に決定的影響力をもつことを自覚し、コスト・インフレ防止のために自らとり得る方法と基準を探究すべきである。

政府に対して望みたいことは、困難な事態を国民に卒直に訴えるとともに、資源インフレの負担を国民各層に公平に分担せしめる公正な指導理念を堅持しつつ、弾力的な政策運営をはかることである。

狂乱物価の再現は何としてでも避けなければならないが、そのため、金融引き締めがいきすぎて、過度の倒産、失業、生産の減退などにより、いたずらな労使の尖鋭な対立をもたらしたり、社会的不安を生ぜしめるようなことがあってはならない。この際、コスト・アップを吸収し、供給のボトル・ネック再発を防止するに必要な投資を阻害しない機動的な政策をとることも肝要である。さらに、財政支出については、社会的弱者救済に対する支出のほかはできるだけ抑制し、インフレ問題の解決とその負担の公正をはかる政策をとることが重要である。

2) 公正を確保する新しい社会制度の導入

インフレ下の国民の福祉を守り、所得分配の公正をめざすためには、社会的弱者対策中心に、部分的インデクセーション、ナショナル・ミニマムなど、新しい社会制度を導入しなければならない。

企業も、社会的弱者救済のために、これを積極的に受入れ、応分の負担をなすべきである。

インフレによるひずみを是正し、所得分配の改善をはかるためには、新しい社会制度を採用することが必要である。そのひとつとして、社会的弱者対策中心に、部分的インデクセーションの考え方を適用することが望ましい。経済領域全般にインデクセーションを採用すれば、経済が硬直化するおそれがあり、それはあくまで部分的範囲に限られるべきであろう。

最近実施された厚生年金、国民年金、老令福祉年金、生活保護の制度へのインデクセーションの導入については、さらに弾力的な運用を期待したい。また零細貯蓄の目減り防止対策にも、このような考え方を拡大していくことを検討する必要があるだろう。

このような社会的弱者対策をとりいれなければ、市場メカニズムに対する不信を生じ、将来、活用することが困難な状況が出現するおそれがある。

次に必要なのは、ナショナル・ミニマムの採用である。最低福祉水準の確保を実現するために、特定の生活必需品についてナショナル・ミニマムを設定し、価格の上昇が市民生活を脅かすことを防ぐ配慮が必要である。エネルギー、とくに、配給の管理が比較的容易な電力、都市ガス、上水のほか、ある種の限度内における教育、医療、住宅なども、ナショナル・ミニマム確保のための制度を確立すべき対象である。

これらに必要な財政支出の拡大に対しては、税体系、各種補助金の見直しなど、大胆な財政施策の転換を伴わなければならない。また、企業としても、社会的弱者救済のための新しい社会制度を積極的に受入れ、応分の負担をなすべきである。

3) 独占禁止法見直しによる競争条件の整備

これからの低成長・成熟経済は、企業を独占・寡占体質にみちびきがちである。今から独禁法を見直し、新たな段階に入ったわが国経済において、独占による弊害を胆止しうるルールを準備しておくことは、新しい自由主義体制を確立し、市場メカニズムの有効性を確保するうえで、きわめて必要なことである。

社会的公正を実現し、市場メカニズムの有効性を確保するためには、市場で自由な競争が行われ、独占による弊害を除去するような政策的措置をとることが必要である。そのためには、財政・金融政策による総需要管理政策の適切な運営、長期的な産業構造政策の推進も有効であるが、その基本は独占禁止政策を中心とする競争促進政策にある。

これからのわが国経済の新事態に対応して現行の独禁法を見直すことは時代の要請である。見直しにあたっては、まず、わが国の産業政策体系における独禁法の位置づけと、それを運用する公正取引委員会の性格の明確化をはかることが必要である。また、わが国の歴史的、社会的風土との適

合と、これから複雑化する国際情勢への配慮も重要であろう。したがってこの見直しは、今後十分な時間的余裕をもって、冷静に論議を尽し、真の国民的合意のもとでの改正にならないといけない。

とくに、独禁法の目的は企業活動のルールを示すことにあり、企業が競争秩序の維持に自主的に対応することができるよう、独占の弊害についての客観的な判断と適用の基準を明示し、集中ならびにカルテル行為の排除など弊害を予防することに重点をおくべきである。さらに、当局が恣意的に事後的判定を下すようなことは、官僚統制の弊害をもたらす懸念が強く、このような可能性は絶対に排除しておかなければならない。

基準などが明示されているにもかかわらず、これに違反する場合の相当な罰則の適用は、ルール違反を未然に防止し、独禁法の有効性をたかめるために必要であろう。

企業分割規定の採否にあたっては、分割すること自体が法の本旨ではない点に留意するとともに、今後ますますきびしくなる国際競争との関係も充分考慮されなければならない。

このほか問題となっている価格引下げ命令権、原価の公表は、独禁法本来の主旨に反するものである。また、持株制限の強化は、経済の混乱を招くおそれもあり、なお一層の慎重な検討が必要である。

4) 環境基準の明示と国民的合意の形成

公害対策の確立にも、自由主義体制の基盤がかかっている。企業は、立法の精神に則り環境保全につとめるとともに、公害防止と資源再利用技術の開発に取り組まなければならない。

政府は、環境保全と所得向上がトレード・オフの関係にあることを前提に、科学的根拠にもとづく基準づくりと、費用分担について明確な指針を示し、国民の合意の形成につとめるべきである。

良好な環境を保全するためには、コストがかかることを国民のすべてが自覚し、すくなくとも一時的には、環境保全と経済成長・所得の向上がトレード・オフの関係にあることを、基本的に認識しなければならない。

成長と環境との調和点をどこにおくかが今後のわが国の重要な政策課題であり、政府は科学的根拠にもとづく基準づくりと先見的な公害対策、そのための費用分担について明確な指針を示すとともに、社会の福祉は個の福祉より優先するという考え方について、国民的合意の形成につとめるべきである。

企業は政府の示す環境基準を、その抜け穴を探すのではなく、立法の精神に則って守りつゝ、本来の使命である経済活動を行い、さらに最大の努力をもって公害防除のための新技術と、省資源・エネルギー技術の開発に取り組まなければならない。

消費者段階で発生する廃棄物処理問題については、市場メカニズムを活用できるような明確なシステムを探究することが必要である。商品は、生産から消費、廃棄までの全プロセスを通じてクリーンであってこそ、はじめて無公害であるといえる。また環境保全のためのみならず、資源の浪費を防止するという考え方も重要であり、企業は商品開発の段階から、資源の再利用をはかるための技術とシステムの確立に努力しなければならない。政府、地方公共団体、市民も、それぞれの立場でこの問題に積極的に取り組む必要がある。

5) 消費者情報をフィード・バックするシステムの充実

市場メカニズムの有効性を保つためには、市場での消費者の選択が企業に適切にフィード・バックされることが重要である。そのためには、消費者に対し十分で正確な情報を伝達できるシステムの充実をはからなければならない。

市場メカニズムが環境変化によって生ずる不均衡を是正し、資源の最適配分をもたらすように有効に機能するためには、市場での消費者の選択が、生産者である企業に適切にフィード・バックされることが重要である。そのためには、消費者に正確な情報が伝達されていることが前提条件となるが、経済が複雑化し、技術が高度化し、商品が多様化した今日、消費者に十分な情報を伝達し難くなるおそれが出てきた。企業と政府は協力して、より適確な情報が提供できるようなシステムの充実につとめなければならない。

政府の重要な役割は、資源制約、インフレ環境下という困難な情勢下での適切な消費者行政を進めることのほかに、とくに、企業と消費者の間に情報が偏在することを防ぎ、消費者の正当な商品選択に必要な経済情勢の変化、技術開発の状況、商品についての正しい知識などの情報を収集し、より適確に伝達しよう努力することである。

企業は、政府のこのような活動にも情報を提供することで協力するとともに、広告、広報をはじめとする日常の情報活動が、真に消費者の求めているものに合致しているかどうかを絶えず点検し、必要な情報はすゝんで提供しなければならない。

以 上

第 32 回西日本経済同友会大会 宣言

昭和49年10月18日

資源価格高騰と成長力の低下に加え、企業活動に対する制約の高まりから、自由主義体制は大きな試練に立たされている。

この認識のもとに

1. われわれは、自由主義体制こそ日本人の活力と勤勉なる素質を生かし、天然資源に恵まれないわが国が直面する困難を克服する最善のシステムであると確信する。
 2. われわれは、経営の原点に立ち帰り、企業倫理によって自らを厳しく律しつつ、たえざる革新と公正な競争を通じて、正当な利潤の確保に努める。
 3. われわれは、自由と公正を堅持するとともに、真の国民福祉を実現するため、政府ならびに各界に協力をよびかけ、国際的視野に立ったルールと方策を探究する。
- 以上、新自由主義体制の確立を期し、第32回西日本経済同友会大会の名において宣言する。

日米共同声明について

昭和49年11月20日
社団法人 関西経済同友会
代表幹事 松下正治
代表幹事 牧野耕二

1. 国際経済情勢が混迷を続けているおりから、日米の首脳が相互の友好と緊密な協調を直接に確認できた意義は極めて大きい。
1. 特に、石油消費の節約とオイルマネーの円滑な還流については、わが国独自の事情もあるとは言え、国際経済の安定があつて初めてわが国経済の安定もあるとの観点から、日米協力は是非とも必要であり、具体的進展を期待したい。

田中首相退陣について

昭和49年11月26日
社団法人 関西経済同友会
代表幹事 松下正治
代表幹事 牧野耕二

1. 田中首相は国民の永年の念願であつた日中国交回復、米大統領訪日の実現など数々の業績を残したが、今日の混迷した政局を打開するためには、勇退されることもやむをえないと思う。
1. 今回の事態は、田中一個人の問題にとどまらず自民党保守政権そのものにとつても、重大な危機であると受けとめなければならない。
1. この際一日も早く、清潔かつ明朗な方法で新総裁を選出し、新たな内閣のもとで国民の政治に対する信頼をとりもどさなければならない。
1. さらに、異常なインフレ、景気停滞など、現在は、わが国経済にとって、非常に厳しい局面にあるだけに、予算の作成その他の経済政策に支障のないよう、政治の空白を短期間にとどめることを要望する。

自民党新総裁決定について

昭和49年12月2日
社団法人 関西経済同友会
代表幹事 松下 正 治
代表幹事 牧 野 耕 二

1. 短期間で新総裁がきまったことは、問題が山積する時期だけに、政治的空白を短縮でき、歓迎できる。
1. この上は、国民の政治に対する信頼を回復するために、全力を尽してほしい。
1. 更に、自民党五者会談の合意事項である、①挙党一致体制の確立、②インフレの克服と経済の安定、③社会的公正の確保の3項目について、新総裁のもとで強力に推進されんことを要望する。

以 上

インフレの抑制と今後の労使関係

昭和49年12月4日
社団法人 関西経済同友会
労働問題委員会

1. 当面する労働問題の中で最も重要なものは、いうまでもなく急ピッチなインフレと賃金の高率な上昇である。すでに政府によっては来年度の予算案が練られつつあり、また、組合によっては春闘計画がたてられつつあるが、われわれはここで、当面の労使関係においてもインフレ抑制を最重要のテーマとすることが何よりの急務であることを強調しておきたい。
2. 今日までのインフレの主たる原因は総需要の増大であった。このようなインフレを抑制するために、強い決意をもって、総需要の抑制政策が維持されたことは当然であって、今日、その効果は浸透し、短期的に見ると、ディマンドプル要因は少くとも表面的には解消しつつある。

この総需要の抑制によって、反面、多少の企業の倒産や失業率の上昇が見られるであろう。しかしそれは、いわばインフレ終息のための試練でもあると考えられる。

われわれは何らの試練を経ずしてインフレを終らせることができないことを自覚すべきであろう。

しかし、現実には、失業、倒産といった悲惨な犠牲において、インフレの解決にもち込むのではなく、そういった事態にたちいたるまでに、政府をはじめ、経営者、労働者の互いのコンセンサスのもとに、それぞれの立場において全力を尽すべきである。

また、一方、総需要抑制の過程で発生する失業者に対しては、できうるかぎりの救済措置の制度を整備しなければならない。

戦前に比べるならば、今日の失業対策は明らかに進んできているが、多くの問題点も残っている。この際失業保険制度を大幅に改善し、雇用保険制度を発展させるべきである。また、総需要抑制下においても、労働者のための財形、住宅政策などについては格別の配慮を払うべきである。

3. 上に述べたように、今日までのインフレの主たる要因は総需要の増大であったが、その底ではコスト・プッシュの力が働いていないわけではなかった。すでに、昭和30年代後半には、全産業レベルにおいても賃金の上昇率が生産性の上昇率を上回ることがしばしば見られるようになっていた。これはいわば、コスト・インフレの前癌症状といえよう。

さらに、一般にデマンドブルインフレのもとで増大した賃金上昇率はデマンドブル要因が去った後も維持され、それが物価を押し上げる主たる力として働く傾向がある。このような理由からわが国においてもこれからこそ本格的なコストプッシュインフレーションが進行すると思われる。

従って、われわれは、インフレ抑制のためには、財政金融税制等総合的諸政策の一環として賃金の合理的抑制もあわせて行うべきだと考える。賃上げ抑制にもいろいろの方法があり、また、その効果や弊害についても様々な論議がなされているが、われわれは今日インフレ抑制に役立つ可能性のある一切の方策を動員すべきであると判断する。

来年の経済成長率はかなり低く、従ってまた、労働生産性の上昇率も低いと予想される。しかしながら賃金上昇率を一挙に労働生産性の枠内に抑えるのは困難と思われるので、差当り、来春のベース・アップ率を15%程度にすべきであろうと思う。すなわち、15%程度の自主的なガイド・ポストを設けることを主張したい。

わが国の労働組合も、その社会的責任を自覚し、名目賃金より実質賃金の上昇を目標としてインフレ抑制に協力すべきであろう。

なお、わが国の賃金は、米国や西ドイツなどにつぎ、世界でも最も高いランクに達したが、今後生産性を超えての賃金の上昇はわが国経済の国際競争力を弱めるものであり、国民経済の急激な破綻を招くおそれがある。

4. 近年、初任給の特別高率な上昇が賃金一般を押し上げる力として働いており、また、それが賃金体系を攪乱しつつある。初任給を直接コントロールすることは容易でないが、企業は新規学卒者を徒らに奪い合って、あまりにも急速に初任給を引上げることはこのような経済情勢下においてこそ慎むべきであろう。生涯雇用が約束されている勤労者については、この点特に留意すべきである。

初任給の上昇によってもたらされる賃金体系の歪みや定年延長に伴う高齢者の賃金問題については、多かれ少なかれ職能給・職務給をとり入れることによって対応していくべきである。

また、今日の不況下においても好調を続けている若干の企業が先走って大幅なボーナスや賃金の引

上げを行うことは厳に慎むべきである。このような余裕があればむしろ価格の引下げにまわすのが妥当であろう。

5. 労使のコンセンサスをどのようにして形成してゆくかについては、ドイツでは共同決定が更に拡げられつつあり、また、イギリスでは労働党政府と T U C の間に「社会契約」が結ばれつつあり、われわれの注意をひいている。

しかし、わが国には欧米諸国に見られないような生涯雇用制と企業内組合が支配しており、多くの企業はその内部に労使協議会ないし経営協議会を持っている。従ってわれわれは新規な参加方式を取り入れるよりも、むしろ、従来よりの参加制度を一層改良活用すべきである。

特に今日、労使が協調してインフレ抑制に取り組んでいくためには、経営者の団体と労働組合の連合体との代表が適時協議会を開き、コンセンサスを得ることが必要であろう。

所得政策について

昭和 4 9 年 1 2 月 4 日
社団法人 関西経済同友会
経 済 政 策 委 員 会

インフレーションというのは、物価上昇が継起する状況と考えてよいであろう。この場合の物価とは勿論一般物価であるが、個別価格もその上昇が一般物価の上昇を誘発するような場合は、その限りでは問題となろう。

物価上昇の原因は、原理的には需要の増大か又は供給条件の悪化ということになる。

国内需要には、投資需要、消費需要及び財政需要があるが、これらの合計が供給量を超えれば一般物価水準は押し上げられる。国外からの超過需要も同様である。

供給条件の悪化には供給の減少とコスト上昇とが考えられる。

一般的なコスト上昇は所得の増大を通じて需要の増大につながり二重に作用するものと考えてよい。

今日のわが国インフレーションを導いて来た過程では、これらの原因はその殆どすべてが混在して作用してきたものと思われる。

そのかなりのものは現在では沈静しているが、これらの作用の総調整過程としての物価上昇圧力は、なお依然として残っているようである。厄介なインフレ心理もある意味ではこの調整過程で発生した社会心理の動きであるといつてよいであろう。

1. このような調整過程の中で最も問題となるのは、いうまでもなく賃金であろう。賃金と物価との相互の調整作用はいわゆる悪循環を惹き起す。資源制約による成長率低下についての認識がなお徹底し

ていない現状では、労働側の要求は過大となり易く、悪循環は増幅される可能性が大きい。

総需要の抑制は、この場合もちろん有効な対策である。けれども既に異常となった物価情勢の中では、対策のすべてを総需要の抑制一本に絞るのはリスクがあるようである。それが果して政治的又は社会的に堪え得る程度のもものといえるかどうかは問題である。

供給サイドとしては、(資源と生産性を与えられたものとすれば)コスト特に賃金の上昇を抑制する以外にはないことになろう。賃金、物価の連鎖は、これを物価の方から断ち切るということも当然あってよい訳であるが、そのためには具体的な個別価格そのものを市場外の力で抑えなければならないこととなる。けれども市場メカニズムを否定したこのような個別価格の体系というものは決して長く維持できるものではあるまい。従って、それはその善後措置をも含めた戦術的な評価の枠内での短期の措置とせざるを得ないであろう。従って可能な限りにおいて、コストサイドの上昇要因を取り除き、物価は市場の諸力の中でおのずから安定するという姿が望ましい。市場メカニズムの枠外にある管理価格のある場合は問題は別である。それはインフレーションの問題であるよりは、個別価格としての当該管理価格そのものの問題とすべきである。

2. ここで所得政策の可否が問題となる。コストアップ要因としての所得は、もちろん賃金のみではない。けれども、金利にしても利潤にしても、これらは別個の政策要因によって決定されるか、あるいは、市場メカニズムによって決定されるところが大きい。ただ高度に政治的な所得政策において賃金のみをその対象とするということは現実的ではあるまい。このため所得政策は、既に多くの事例に示されているように、かなり間口の広いものになるものと考えざるを得ないであろう。しかしそれが所得政策を難しくしている一因でもある。

従って所得政策は、慎重な戦術的配慮を加えながらも、出来る限りその間口を狭め期間を短くすることが望ましいと考える。

所得政策と総需要抑制策とは相補うべきものであろうが、そのいずれか一つを選択しなければならないとすれば、それは所得政策に伴うフリクションと総需要抑制に伴うフリクションとの選択となる。

総需要抑制に伴うフリクションを回避しようとするれば所得政策を選ばなければならぬまいし、所得政策のフリクションを避けようとするれば総需要抑制による失業、倒産の犠牲を忍ばなければならないであろう。

3. わが国の現状で、所得政策の採否をどのように考えるかは、総需要抑制の行方と来年の春闘の見通し如何に懸かっている。総需要抑制の効果はかなり浸透して来ている。今後に大した混乱もなければ、その政策はなお暫くは続けられるものと期待し得ようし、春闘への牽制力ともなり得ることも期待できよう。けれども不況深刻化に伴う反動の恐れなしとしない一方、超過需要発生の潜勢力もあり、情

勢は微妙である。一方春闘の見通しは明らかでない。次の春闘の賃上率が仮にも20%を越え30%迄にも達するということになれば、わが国のインフレーションは、恐らく新たなそして決定的な段階を迎えることとなろう。

賃金は本来労使の問題である。物価安定の国民的課題に応え、この際労使の健全な自制力を期待すること切なるものがあるが、そのためには労使が事態についての共通の認識の上に立つことが先決であろう。このような意味での労使の討議のための何等かの場を早急に持つことを各方面に訴えたい。そしてそれは情勢の如何によっては所得政策の導入もあり得べき含みとしなければなるまい。

従ってこの労使討議の場には可及的に政府との接触もあることがより望ましい。

これらによって関係者間に事態についての認識の懸隔が縮められるならば、所得政策の採否の如何に拘らず、そこからみのりある成果を期待することは無理ではあるまい。

「会員意識調査報告」（中間報告）

昭和49年12月5日

社団法人 関西経済同友会
日本と日本人を考える委員会

内 容

はじめに	— 調査の趣旨と中間報告の目的	
第 1 章	調査の方法と結果の概要	
第 2 章	日本と日本人を考える	
Ⅰ.	日本経済の現状と課題	
Ⅱ.	産業界、企業経営者の現状と課題	
Ⅲ.	政治に対する関心と現状改善への意見	
Ⅳ.	教育のあり方について	
Ⅴ.	日本人の特性について	
おわりに	— 中間報告を終えるに当って	

はじめに——調査の趣旨と中間報告の目的

(1) 調査の趣旨

本会では、本年度の研究活動を開始するにあたり、大激動期にある今日こそ、われわれが今後の進む道を見出す好機と考え、「日本とは何か、日本人とは何か」を根源から見直し、その特性を十分に把握したうえで、個々の問題を考えるべきだとの方針を樹てた。

とりわけ、わが国は昨今、大きな環境変化に見舞われ、国全体が大きく揺れ動き、危機的状況にたらいだつた。このような事態になって、国や国民の各分野には、なおエゴや責任転嫁の風潮等が見られ、このことに深い自省と、その要因を問い直す必要に迫られていると判断したのである。

こうした趣旨に沿って、本年度「日本と日本人を考える委員会」が新たに設置されたのであるが、当委員会では先ず、かかる問題に関して、会員自身がどのような問題意識を持っているかを調査し、今後の研究および対策の指針にしたいと考えた。従って、これは研究の出発点であるに過ぎないとはいえ、われわれが、経済人の立場から、われわれ自身の感覚と判断を起点として研究を進めるためには、是非とも通らねばならぬ道と考えられたのである。

また、われわれは、この調査を行うこと自体、会員がこの問題を考えるために相互に討論する共通の基盤と判断材料を提供し、これを通じて会員意識が盛り上がることも期待した。

(2) 中間報告の目的

もとより、この調査は、関西経済同友会会員という、特定グループを対象とするものである。従って、その結果だけから「日本と日本人」像を描くことのできないことはいうまでもない。他の諸グループ、あるいは海外諸国の人々の眼から見たものを的確に對比させ、総合しなければ日本および日本人のあるべき姿を見出すことは困難であろう。

しかしながら、われわれは、折角の面接調査の結果を、粗い形ではあれ一応の集計を行ない、面接を受けられた会員はもとより、全会員に出来るだけ早くその内容を知っていただくのも、当面、当委員会としての重要な責務と考えた。たまたま、12月5日には第60回の関西地区経済同友会会員合同懇談会が開催されることになったので、中間報告の場としてこの機会を利用させていただくことにした次第である。

第一章 調査の方法と結果の概要

1. 調査の方法

(1) 直接面接で自由な発言を聴取した

今回の調査の目的が、前記の通り、会員の問題意識を探る事であったため、アンケート方式をと

らず、会員全員を対象とする直接面接により自由な発言を聴取する方法をとった。即ち、

- (イ) 会員には、あらかじめ調査の趣旨を説明し、協力を要請する文書のみを配布した。
- (ロ) 面接に当っては、面接者は「日本と日本人の過去・現在・将来を考えるに当って、貴殿が関心をお持ちの問題は何ですか。日本と日本人の特性の問題を含めて、経済・政治・社会・文化など、どんな分野のことでもけっこうですから、自由にお考えをお聞かせ下さい」といった程度の簡単な質問のみを行った。

通常の面接調査のように、面接者から一定の質問を行ない、回答を求めるという形をとっていない。

- (ハ) 面接者は、会員の述べられたことを、その趣旨が可能な限り正確に伝わる範囲で要約して記録した。話題が特定の分野に集中した場合も、多岐にわたった場合も、そのままに記録し、恣意的な選別は一切行っていない。

かかる方式を採用したことによる調査及び集計の限界として次の諸点が指摘できよう。

- (イ) 調査は、「問題意識を探る」ことに重点を置いたため、個別具体的な意見・提案よりも「日本と日本人」の現状を全体として把握して批判し、あるいは、いかにあるべきかという理念を述べられた場合が多い。現状に対しては積極的評価より批判に、将来に対しては具体的提案より基本的理念を述べられた場合が多かった。
- (ロ) このような面接調査の最大の欠陥は、統計になじみ難いことである。会員が特に関心をもっていることを、30分ないし60分程度の時間内で聴取することは、一つには、内容が多方面にわたり、二つには、精粗に分かれ過ぎよう。こうした内容は、そもそも、統計になじまぬことだといわねばならない。

事実、会員の発言内容は、各種さまざまな分野に分かれ、ある時は詳細に、ある時はただ一言に過ぎぬように、バラバラであった。このため、集計作業は困難で、スタッフの負担を重くした。

われわれは、この集計には予め、大項目、中項目、小項目のカテゴリーを設定し、発言内容をそれぞれの項目に分類した。この分類作業には、二つの点で大きな問題があったことを素直に述べねばなるまい。その一つは、予め設置されたカテゴリーに、発言内容を誤りなく当てはめることの困難さである。発言内容は、予め用意されたカテゴリーのように体系的ではない。それは常にあいまいさを伴っている。そのため、インタビュアーのフィルターを完全にぬぐいさることはできない恐れがあろう。

その二つは、発言内容がいくつかのカテゴリーに該当する場合、二つ以上の発言として扱うことの問題である。それは発言者の意図に背いて、形式的な数値となって現われる恐れがあろう。

い) このような集計上の問題は、この調査結果を読みとるに当って、十分に注意されねばならぬことといえよう。しかし、それらの欠陥は、この調査の最も大きい目的のためには、些か小さなものとなるように考えられる。

まずなによりも、本調査では個別の小さな問題に賛否を問うものではなく、高い次元からみた「日本及び日本人」の問題である。そのためには、自由な発想に基づくオープンクエッションが最もふさわしいといえよう。事実、本調査では若干の数値の高低に目を奪われることなく、日本及び日本人についての会員の総意は、よく把握されたと考えられる。経済、産業、政治などの問題は、単にその問題だけ独立して存在するものではない。それは、日本文化の伝統と深い結びつきを有する。多くの会員は、政治問題や経済問題について発言すると同時に、日本人の価値指向についても、その原因の一つと指摘された。こうしてみると、本調査のもつ欠陥は、そのままより有益な長所となっていることも知るのである。

(2) 調査の期間及び担当

調 査 期 間 予備調査（調査対象者 16名） 6月26日～7月14日

 本 調 査（調査対象者438名） 7月16日～9月30日

企 画 委 員 会 別掲の通り、正副委員長はじめ12名で構成した。

面 接 担 当 者 会員会社より推せんされた別掲の26名（その他応援者数名）。
（インタビュアー）

 うち9名は、企画委員として集計・報告をも担当。

なお、企画開始から報告までの日程の詳細及び面接調査中の主たる内外の出来事は別掲の通りである。

この日程によれば、調査期間は予備調査開始から本調査終了まで約3ヶ月、本調査のみで見ても、調査開始から同終了まで約2ヶ月半を費している。この種の意識調査の期間としては、稍長きに失すると思われる。ただ、本調査の目的が、瞬間的事象に対する判断を求めるのではなく、息の長い、基本的な問題に対する会員の関心度を問うことに在る以上、この程度の期間は必ずしも不適當ではないとの前提に立った。

事実、今回の調査期間中には、参議院選挙、ニクソン米大統領辞任、朴韓国大統領狙撃事件、三菱重工爆弾事件等、歴史的にみて、相当重要であり、一般の意識に対し強いインパクトを与えたであろうと思われる幾多の内外の出来事が記録されたが、結果的にみて、本調査の内容に何等かの歪を与えたと思われる点は見受けられなかった。

「日本と日本人を考える委員会」

委 員 会 構 成

委 員 長	大 月	高	同和火災海上保険(株)会長
副 委 員 長	村 上	昭	住友生命保険(株)常務
副 委 員 長	酒 井	宏	(株)酒井鉄工所常務
アドバイザー	千 石	保	総理府内閣総理大臣官房参事官

企画委員会メンバー（順不同）

大 月	高	同和火災海上保険(株)会長	祖父江 昭 男	(株)大丸総合企画室付課次長
村 上	昭	住友生命保険(株)常務	小 松 恒 夫	同和火災海上保険(株)社長室秘書課
酒 井	宏	(株)酒井鉄工所常務	吉 野 泰 生	住友生命保険(株)調査室副長
松 村 健 一		住友金属工業(株)文書課副長	中	博 松下電器産業(株)総合企画室
宮 崎 誠 司		住友電気工業(株)人事組織部 部長補佐	高 橋 長 逸	住友信託銀行(株) 総合企画部調査役補
松 村 一 男		近畿日本鉄道(株)秘書室	稲 富 忠 雄	(株)関西経済同友会事務局

会員意識調査インタビュアー（順不同）

山 藤 泰	大阪瓦斯(株)社長室広報課長	祖父江 昭 男	(株)大丸総合企画室付課次長
松 村 健 一	住友金属工業(株)文書課副長	坪 田 良 一	同和火災海上保険(株) 社長室企画課次長
宮 崎 誠 司	住友電気工業(株) 人事組織部部長補佐	小 松 恒 夫	同和火災海上保険(株) 社長室秘書課
田 中 進	伊藤忠商事(株)調査情報部部長付	吉 野 泰 生	住友生命保険(株)調査室副長
松 村 一 男	近畿日本鉄道(株)秘書室	吉 田 康 宏	(株)大和銀行調査部
浅 岡 訓 夫	(株)そごう人事労務部付部長	望 月 高 世	(株)三和銀行調査部部長代理
御 前 利 治	丸紅(株)業務部長代理	島 並 正	関西電力(株)経営調査室課長
渡 辺 八 郎	サントリー(株)経営企画部副主事	小 西 靖 生	関西電力(株)秘書役室副長
黒 沢 清 治	サントリー(株)経営企画部主務	広 田 豊	松下電器産業(株)総合企画室次長
木 田 一 男	(株)住友銀行調査部次長	中 博	松下電器産業(株)総合企画室
吉 崎 蓮 一	(株)住友銀行総務部部長代理	堀 切 民 喜	住友信託銀行(株) 総合企画部副部長
河 野 栄 次	東洋紡績(株)広報部長	高 橋 長 逸	住友信託銀行(株) 総合企画部調査役補
森 嶋 宏	ダイキン工業(株)総合企画室主任	稲 富 忠 雄	(株)関西経済同友会事務局

日 誌

				備 考
				国 内 海 外
5 月	10日	正・副委員長会議	同友会事務局	○石油ヤミカルテルについて公取委が告発(5/19) ○日本熱学工業倒産(5/20)
6 月	30日	第1回企画委員会	会 議 所 ビ ル	
	6 日	正・副委員長会議	ク ラ ブ 関 西	
	13日	全会員へ文書で面接調査実施について協力依頼 会員各社へインタビュー派遣依頼		
	22日	総理府千石参事官との意見交換	ホ テ ル プ ラ ザ	
	25日	第1回インタビュー打合せ会	ホ テ ル プ ラ ザ	○通産省は74年通商白書を発表(6/25)
	26日	予備調査開始		
7 月	2 日	関西経済同友会幹事会で面接調査への協力依頼	ク ラ ブ 関 西	
				○第10回参院選の結果確定(7/9) ○三木副総理辞任(7/12)
	13日	第2回企画委員会	会 議 所 ビ ル	
	15日	第2回インタビュー打合せ会	会 議 所 ビ ル	
	16日	本調査開始		○福田蔵相など辞任(7/16) ○49年度産米の政府買入れ価格37.4%アップ決定(7/22) ○第37臨時国会招集(7/24)
8 月				○東京外為市場、ドル直物が1ドル= 300 円の大台に乗せる。東京証券取引所では為替相場の波乱から急落、ダウは4,400 円を割る。(8/2) ○7月の9電力発受電電力量は、対前年同月比で5.8%の大幅減少(8/6) ○経企庁「成長経済を超えて」と題する49年度経済白書を発表(8/9) ○経団連、政治献金返上を正式決定(8/12) ○航空審議会は関西新空港を大阪泉州沖に建設することを決定(8/13)
				○食品衛生調査会はA F - 2 の発ガン性を確認、使用禁止が決まる。(8/22) ○東証ダウ4,000 円の大台割る。(8/26) ○日教組の第45回定期大会で横枝委員長が教師聖職論を強く否定し、共産党を名指しで批判(8/27) ○公取委、生産制限ヤミ協定の疑いで大手繊維メーカー12社を立入り調査(8/29) ○東京丸の内の三菱重工ビルで白昼、時限爆弾が爆発、8人死亡287人が負傷(8/30) ○原子力船「むつ」で0.1 ミリレントゲンの放射線もれ(9/2) ○経企庁は4～6月期のG N P は「ほぼゼロ成長」と発表(9/2)
9 月	3 日	第3回インタビュー打合せ会(中間検討会)	ク ラ ブ 関 西	○政府・自民党は消費者米価の平均32%引上げを決定(9/6)
	11日	第3回企画委員会	会 議 所 ビ ル	○田中首相、メキシコ・ブラジル・米国・カナダの4カ国公式訪問に出発(9/12) ○産業構造審議会は「わが国の産業構造の方向」の中でソフトな所得政策導入を提言(9/13)
	20日	調査終了		
	25日	第4回企画委員会	会 議 所 ビ ル	○土光経団連会長、来春闘で賃上げ率を20%以下に抑えたい考えを示す。(9/25) ○反インフレを掲げた総評の秋闘がスタート(9/27)
10月	30日	集計用紙回収打切り		
	2 日	第5回企画委員会(集計作業開始)	ク ラ ブ 関 西	
	25日	第6回企画委員会	ク ラ ブ 関 西	
11月	7 日	第7回企画委員会	同和火災会議室	
	19日	正・副委員長会議(報告書素案提出)	ク ラ ブ 関 西	
	21日	総理府千石参事官との意見交換	総 理 府	
	28日	正・副委員長会議	関 電 会 館	
12月	4 日	関西経済同友会幹事会に報告書を提出 幹事会後記者会見、対外発表	ク ラ ブ 関 西	
	5 日	第60回関西地区経済同友会会員合同懇談会で調査結果を報告	大阪コクサイホテル	

2. 調査結果の概要

(1) 調査対象者

〔表1.〕 調査実施状況

会 員 総 数(49年6月現在)	648名
インタビュー不可能だった会員	83(注1.)
インタビューの対象にした会員	601
うち	
インタビュー出来た会員	454
インタビュー出来なかった会員	147(注2.)
〔回収率	75.5%〕

(注1.)長期出張、長期療養、遠隔地在勤等

(注2.)辞退、時間切れ等

〔表2.〕 世代構成

世 代	人 数	構 成 比
	名	%
明 治	126	27.8
大 正	271	59.6
昭 和 一 桁	45	9.9
昭 和 二 桁	12	2.6

〔表3.〕 地位構成

地 位	人 数	構 成 比
	名	%
会 長 ・ 社 長	169	37.2
その他の役員	237	52.2
そ の 他	48	10.6

〔表 4.〕 業 種 構 成

	意識調査調査対象者	産業別事業所構成※	
		全 国	大 阪 府
農・林・水・鉱	1名 (0.2%)	(0.5%)	(0.1%)
建 設・不動産	45 (9.9)	(11.0)	(8.4)
食 料 品	17 (3.7)	(2.1)	(0.9)
繊維・紙パルプ	22 (4.9)	(3.9)	(4.9)
重 化 学 素 材	96 (21.2)	(3.2)	(5.6)
機 械	39 (8.6)	(2.4)	(4.5)
そ の 他 製 造	14 (3.1)	(3.9)	(4.0)
商 業	54 (11.9)	(39.0)	(38.7)
金 融・保 険	69 (15.2)	(1.2)	(1.2)
運 輸・倉 庫	29 (6.4)	(1.9)	(2.1)
電 力・ガ ス	21 (4.6)	(0.1)	(0.1)
その他サービス	21 (4.6)	(30.8)	(29.5)
そ の 他	26 (5.7)		
計	454 (100 %)	(100 %)	(100 %)

※総理府統計局「昭和47年事業所統計調査報告」

これをみると、今回の調査での業種構成では、製造業・金融・電力・ガス等にあつく、商業・サービス業にうすいという特徴がうかがえる。

(2) 調 査 結 果

1. 関心をもつ分野

これを見ると、会員が、自らの活動分野である経済や産業の分野を超えて、それらに勝るとも劣らぬ強い関心を「日本人の特性」や「教育」「政治」に対しても示していることが読みとれる。これが本調査結果の大きな特色とも言えよう。

このことは、下表に示されているように、今日の我国経済・産業・企業が当面している諸困難を考える場合に、それらが「日本と日本人」の全体像と深い関わりを持つものであり、多面的考察を必要とするためであろう。

%・人・件

全 数	経 済	産業界・企業	政 治	教 育	日 本 人
454人	164	69	110	173	332
注 100%	36	16	24	38	73
848件					
100%	19	8	13	21	39

(注) 複数回答のため合計は100%にならない。

2. 分野別・調査の概要

I 経 済

%・件

全 数	資源制約下での 国際化のあり方	高度成長の反省	インフレの克服	自由主義経済 体制の危機
164 件	54	31	46	33
100 %	33	19	28	20

II 産業界・企業

%・件

全 数	経営者の行動と 社会的責任	企業内社会の安定と 従業員の人格形成	低成長時代の経営課題
69 件	43	9	17
100 %	62	13	25

III 政 治

%・件

全 数	政治の役割と機能に 対する関心と要請	政治不信の高まりに 対する懸念	政党政治のあり方に 対する意見
110 件	42	44	24
100 %	38	40	22

Ⅳ 教 育

%・件

全 数	戦後の教育制度では人間形成ができない	国・学校とも真の教育を求める姿勢がない	社会に役立つ人間が育たない	教育に対する企業と家庭の役割
173 件	55	52	34	32
100 %	32	30	20	18

Ⅴ 日 本 人

%・件

全 数	公共性・公聴心の欠如とエゴイズム	国際人としての資質に欠ける	精神のゆとり喪失 主体性の未確立	勤勉性・場当たり性・順応性・揺れ性	現代の若者について
332 件	101	39	97	73	22
100 %	30	12	29	22	7

第二章 日本と日本人を考える

I 日本経済の現状と課題（164件）

会員はわが国経済をどのように見ているか

会員はまず、わが国経済の基本的特質として、「天然資源に恵まれない資源小国」とであると規定し、そうした制約条件のもとで、わが国がこれまで発展を続けたのは、「加工貿易立国」としての立場を堅持してきたからであり、今後のわが国の発展も、加工貿易立国としてしかありえないと考えている。

しかし、今日のわが国経済をとりまく環境は、こうしたわが国経済の基盤をゆるがしかねないとしている。

即ち、

1. 石油危機を契機として、今後のわが国の発展に対して、資源の制約が明白になり、同時に資源確保を中心として、わが国経済の国際社会でのあり方が問われはじめていると見ている。（54件）
2. これまで順調になしえてきた高度成長が今日にいたって、公害などの歪を発生させ、資源の制約とも相まって、安定成長・適正成長への指向が高まっていると考えている。（31件）
3. 一方、今日のわが国経済の最大の問題はインフレであり、今日のインフレは、国民生活、企業経

営あらゆる面での障害となっており、人間の精神をも歪めるのではないかと危惧している。

さらに今日のインフレは賃金・物価の悪循環をもたらし、わが国経済の体質を著しく弱めていると憂慮している。(46件)

4. 資源制約・高度生長の歪の発生・インフレなどの環境変化の中で、市場機構の機能が働かなくなり、わが国経済運営の根幹である、自由主義経済体制に疑問をもたす恐れがあることを指摘している。(33件)

このような経済環境の変化に対応し、わが国経済は、長期的な視野のもとで、質の転換をはかり、世界の中の日本として生きてゆく必要がある。

そのために、1.国際協調、国際化を進めるべきであり、2.産業構造の転換に全力を尽し、省資源・省エネルギー化をはかる。3.コストインフレを抑制し、国際競争力の低下を防ぐ、4.自由主義経済体制を守るために、ルールを確立し、正当な競争を推進しなければならない、と考えている。

わが国は、「国土が狭く、人口が多い」「資源を大部分、海外に依存している資源小国であり」「勤勉性に依ってのみ存続し発展し得たことは歴史的事実だし、それは今後も変わらない」のである。

こうした「資源貧乏国」であるわが国が、今日の繁栄をもたらしたのは、「資源を輸入し、勤勉な労働力によって加工し、それを輸出するという“加工貿易立国”である」からであり、「今後も日本が成りたっていくには、スムーズに輸出・輸入が行なわれなければならない」「加工貿易立国であるわが国にとって、世界の平和と自由貿易の維持が基本であり、それへの努力が必要である」と指摘している。そして「貿易立国としてのわが国は、今後も基幹産業を中心とした輸出促進が必要である」と考えている。

1 資源制約下での国際社会におけるわが国のあり方(54件)

(1) 資源の制約が明白になる(17件)

石油危機を契機として、「資源ナショナリズムが表面化し」「資源の制約が明らかになった」と指摘している。そして、今日の困難をもたらした根本は、「エネルギーは無尽蔵にあり、しかも価格はますます安くなるという錯覚に陥っていた日本人の安易な考え方にあり」「高度成長に伴なって産業構造のバランスを失ない、あまりにも第2次・第3次産業に人や資源が片寄りすぎた」ことにあると見ている。

また、今後の見通しについても、「最近、国も企業も落ち着きを取り戻してきたが、エネルギーそのものの供給は、今後も窮屈な状態が続くことに変わりがなく」「今後はますます深刻さが増すだろう」と厳しい見方をしている。

(2) 日本企業の国際性の欠如(7件)

こうした資源供給の不安を一層倍化させているのは、日本企業の国際性の欠如である。即ち「資源確保に対し、金さえ払えばよいとの意識が資源国や発展途上国の利益に反している」として「世界経済への貢献なしに資源を獲得しようとしており」まさにこうした態度は「成金根性」と批判している。

こうした資源獲得の姿勢は、「無秩序な海外進出」「その国の人々の生活文化の向上を考えないやり方」「日本人の国際政治感覚の欠如」とあいまって「エコノミックアニマルと非難されたり」「世界の人々に理解されず、尊敬されない」状態をうみだし、加工貿易立国であるわが国として、十分反省すべきであるとみている。

(3) 日本人の国際感覚の養成（8件）

企業のみならず、同時に日本人の国際感覚の養成も訴えている。

「日本人の島国根性が国際性を失わしており」「国際的な交渉・調整が不得意であり」「海外進出にあっては、いつも日本人の国民性が問題になる」との指摘があり、「もっと国際化を進めなければならない。それも経済的・政治的だけの国際化ではなく、人的面もあわせた国際化を進めなければならない」と考え、「国際的日本人の養成」に力を入れるべきである、「今後の国際社会の中で、田舎者から都会人に転身し」「国民性でのハンディキャップをなくさねばならない」としている。

(4) 世界平和の維持と国際協調の必要性（4件）

さらに資源制約下において、加工貿易立国としてわが国が生きるには、「世界平和の維持が大前提であり、従ってわが国は世界平和のありがたさをもっと認識すべき」であり、「先進国との友好的交際、後進国への経済援助、資源問題での国際協力などの国際協調が絶対必要」と主張している。

(5) 産業構造の転換（9件）

資源の制約が明らかになった今日、「日本経済の資源エネルギーについて、長期展望を常に明示しておくこと」であり、「産業構造の改革は焦眉の課題である」と提言している。さらに「産業構造の転換は、論議としてはなされているが、アクションはとられていない」、「転換を遅らすだけ諸外国との摩擦を大きくする」と、産業構造の転換を急げと主張している。そして新たな産業構造とは、「省資源・省エネルギー型産業構造である」とする意見が強く、また「知識集約型産業構造である」とも見ている。

(6) 食糧危機への警鐘（9件）

なお、エネルギー資源の制約の問題と同時に、食糧資源の供給についても不安をのべている。

「今や人口の急増に伴い、食糧不足は世界的に深刻」、「世界のどこかが不作に見舞われれば」、「石油危機よりも、もっと恐い食糧危機が訪れぬとも限らない」と強い危機感をもっている。そして、日本の現状について、「食糧自給率は非常に低い」だけに、事態を憂慮しており「国全体の真剣な取組が急務であり、警鐘乱打が必要である」と訴えている。

2 高度成長の反省 — 安定成長の道（31件）

(1) 戦後の成長の背景（6件）

わが国のこれまでの高度成長は、「民主主義の国是の下、軍事費の負担の少ない事がメリットとなり」「島国という地理的条件を有利に生かし」「資源の輸入の自由さをフルに活用」したものである。

また一方、「敗戦で経済が無になった危機感から、日本人全体がひとつに結集し、その勤勉性を生かした」ことと、「アメリカをはじめとする外国の援助」によって成長ができた指摘している。

(2) 高度成長に酔う（9件）

そして、わが国は、「高度成長一本槍の経済運営」を行ない、「経済成長にエネルギーを集中しすぎた」。その結果「国民は高度成長に酔ってしまい」「外国への資源依存と、戦後の外国の援助があって成長したことを忘れている」「経済力を過信して慢心すると、軍事力を過信して戦争に突入したのと同じ過ちを、再びくり返すことになる」との危惧を生んでいる。

また、こうした高度成長は、「重化学工業中心の経済成長のツケ」として「公害をはじめとする歪」を発生させ、このまま進めば、「どうにもならなくなる」状況にまでいたっている。また「高度成長は、国際的な摩擦をも引きおこしており」「経済大国としての国際社会でのあり方」まで問われている。

(3) 安定成長への転換（12件）

このような現実を鑑み、「資源環境面での制約が明らかになった」今日、「もはや、過去のような高度成長はありえない」。「戦後の経済復興のための臨時的措置であり、ここまで経済が成長した段階では常態にもどすべき時期に来ている」と成長政策の転換をもとめている。

そして、「これからは、拡張よりも質的充実を考えるべき」であり、「バランスのとれた適正成長をめざすべきである」と主張している。そして「安定成長のために、国民全部が辛抱し、生活水準・経済成長をしばらく大休止すべきだ」と「一億総辛抱」を提言している。

(4) 成長なくして福祉なし（4件）

しかし、成長政策転換のある一方、「今後も日本経済は、知識集約化・技術集約化のもとで成

長は可能である」。「福祉政策の推進には成長が必要であり」「福祉社会を実現するためには、ある程度のハイピッチの経済活動が必要であり、過去の15善の水準は無理としても、10%位の成長は必要と考えられる」と、成長なくして、福祉なしという考え方もみられる。

3 インフレが経済体質を弱めている(46件)

(1) インフレはわが国のあらゆる面に弊害をおよぼす(24件)

今日の異常なインフレについて、多くの人々が危惧をいっている。「インフレの高進は国民生活を阻害しており」「精神的な面までも人々を冒しつつある」。さらに「コストダウンなどの健全な経営意欲がそがれ、経済秩序も乱れつつあり」、「経済・政治すべてを毒している」。

こうして、「インフレ克服が最大の喫緊事であり」「下手をすると、戦後の悪夢を再演しかねない」とみている。

今日のインフレの原因には、「土地政策の誤り」が最大であり、「地価問題の解決を抜きにして、インフレ解決は不可能なのであり」さらに、石油問題からの「資源制約が物価高騰を加速させた」のである。

いずれにせよ、政府は「過剰流動性のごとき政策のあやまり」をせずに「厳しい姿勢でインフレに臨む」とともに、「インフレ克服に国民共通の意識」「何としてでも終息させねばならぬ国家的課題である、とのコンセンサスを確立しなければならない」と主張している。

(2) 賃金と物価の悪循環と合理的ルールの必要性(14件)

「わが国のインフレはコストインフレ段階に入った」、つまり「賃金引き上げに伴うコストプッシュインフレが悪循環しており」「物価と賃金の悪循環については、本当に全力をあげて取り組む姿勢がないと解決できない」と不安を抱いている。

「若い人は毎年4月にベースアップがあるのを当然だと思っている」「高度成長期では春闘のたびにベースアップが可能だが、安定成長期には、コストインフレにつながる」と毎年的大幅賃上げに疑問をもっている。

こうして賃上げについてのルールづくりが強く望まれている。「日本的な前提条件もふまえて、政府・企業・労組の各階層が合理的な賃上げルールのあり方につき、真剣な議論をつくすべきである」「生産性とのバランスを崩さぬような賃上げを行なうため、労使の自主的な話し合いがいる」

「ハードな所得政策は自民党の弱体化、野党の統制力の欠如、国民的コンセンサスの欠如から無理」だが、「生産性にスライドするガイドラインを示し、労使の倫理観に訴え守らせることが大切」と提言し、少なくとも、ゆるやかな所得政策の必要性を示唆している。

(3) 国際競争力の低下

賃金上昇により、日本企業がそのまま国際競争力を維持しうるかどうか、極めて不安である」
「日本の賃金は、今年的大幅な引上げにより、世界的高水準に達した。加工貿易国である日本で、加工賃が国際比較で最高になる日が近く到来するかもしれない。これは由々しい問題である」と、国際競争力の低下に強い不安を示している。

さらに、「大企業労使が高率ベアのリード役になり、中小企業の経営に苦難をもたらしている」
「大企業的大幅賃上げが中小企業の生きる道をとざしている」と「大企業の産業界での社会的責任」を訴える意見もあった。

なお、「完全雇用が大幅な賃上げにつながっており」「完全雇用に固執するかぎり、インフレはおさまらない」という指摘もある。

4 自由主義経済体制への信頼が揺ぐ(33件)

(1) 自由主義を基調とする(23件)

「今日の経済の混乱は、自己の利益のみにこだわり、他を省みない企業活動に原因」があり、「エコノミックアニマル的な」「目先の利潤追求が自由主義経済体制を危うくしている」と企業活動に強く反省がもとめられ、「市場原理が活かされていない」「公正な競争原則が守られていない」など、「自由主義経済体制はいきづまっている」「思想的にも今までの資本主義は行きづまった」と現体制のあり方に疑問がもたれている。

しかし、「自由主義経済体制は何んとしても堅持する」「今後も自由主義経済体制を基盤にしていくことには変わりはない」との強い決意がみられる。

ただし、自由主義経済体制を守るためには、「過当競争に走る無節操な企業活動」や「海外にまで過当競争をもちだす企業活動」を「企業である以上利潤追求は堂々とやってよいわけだが、おのずから一つの規律・ルールがある」との考えのもとで、まず自らを厳しく律することを求めている。

(2) ある程度の制約は認める(5件)

そして一方では、「自由主義経済の原則に立ちながらも、ある程度は計画的な方向付けを考えざるを得ない」「市場メカニズムを生かし政府の適切な指導があってはじめて、望ましい発展ができる」と「自由主義経済にもある程度の制約」を認めている。

しかし「統制経済には反対」であり、「経済に対するいたずらな政府の介入は、かえって問題を大きくする」と、統制については、厳しい態度を示している。

(3) 政治と経済の連携の見直し(5件)

経済に対する政治のいたずらな介入には反対するものの、「政治、経済の連携」には強い希望

をもって、「企業単位の目標と国家目標の合致が望ましく」「国が軍隊をもたない場合、政治と経済が一つになり経済力をつけなければどうして国民をうるおしていけるのか非常にむづかしい」と「政界と財界の連携の見直し」を主張している。

しかし、ここでも「経済界が安易に政治と結びつき」「現実の政治に口を出す」ことを批判する意見があり、「経済の政治に対する主体性を堅持していないから、現在は経済が正当な主張をするのさえはばかり引込み思案に陥っておびえている」と経済の主体性確立を提言し、そうしたことにより「新たな自由主義経済体制の確立を」めざしている。

II 産業界・企業経営者の現状と課題（69件）

産業界、企業経営者についての意見としては、その行動と社会的責任に対する反省と低成長時代の経営課題についての発言が多くなされている。なお企業内社会の安定と従業員の人格形成についての発言も相当数あった。

1. 企業・経営者の行動には自制力、自主性に欠けるところがあり、これを反省して姿勢を正す必要がある。社会の企業批判に対しては、先ず企業の本来的役割を再確認して、これを内外に訴えると同時に、経営者の社会全体に対する責任と役割の大きいことを自覚して行動しなければならない。

（43件）

2. 低成長経済を前提とした経営への転換に迫られており、特に、賃金決定の適正化と従業員の参加意識の高揚を図るべきである。（17件）
3. 従業員の人格形成と生活の安定、能力の開発とコミュニケーションの改善によって、企業内社会の安定を図る必要があり、これはわが国社会全体の安定にとっても重要である。（9件）

1 企業・経営者の行動と社会的責任（43件）

(1) 企業・経営者の行動に対する反省（16件）

「国際感覚、社会性に欠ける日本人の弱点が企業経営者にもそのまま該当し」「現に企業は国内外ともに節度を欠く」。「企業活動が拡大、前進する過程で、社会的に及ぼす影響や危険について余り考慮せず、失敗すれば出直せば良いという発想」や「社会から支えられていることを十分認識せず、社会に甘えて」おり「利潤が主で社会を手段として利用する経営観が横行している」。

このため、「使命感より財を得ようとの考えが先立ち」「儲るなら何をやっても良いという風潮」が強くなりがちであった。

産業界内部においても、「勝った者が強いとの論理がまかり通り」「競争社会の行き過ぎをチェックする機能を果せず」「過度な競争が基調となってマナーを欠いた自己利益優先の行動とな

った」。こうして「企業社会の行き過ぎが多くの弊害を生み出しており、経済発展は現状で十分である」との意見が示されている。

同時に、企業・経営者の自主性のなさへの反省も強く「企業は能力以上に膨張し、苦しくなると政府に責任転嫁する」一方、「企業経営に対する政府の庇護が厚く、公正も欠く」。従って、企業は「経営の自己責任原則を徹底させ、徒らに拡大に走らず」また「中央政治に依存せず、地域経済の自主性を育てる」ことも考えるべきだ、との意見が出されており、特に「関西は従来から政治に対する経済の自主性を尊ぶ気風が強かったが、最近は弱まっているのではないか」との指摘がなされている。

(2) 企業の本来的使命の再確認(13件)

「消費者、地域住民など大衆の企業に対する反発」「大衆運動が続き、日本経済を大きく制約することになる」と予想され、一部には「イチャモンをつければ良いとの風潮」「企業行動は全て悪という風潮」がある。

これに対しては、企業側も「反企業ムードに萎縮して、真向から反論しない」ばかりでなく、「本来なすべきディスクロージャーもなさず、アンチトラスト政策にも反発している」などの反省が見られる。

確かに「企業の正当な主張や行動が素直には通らない」のが現状であるが、「日本は企業国家であり、如何に精神論を説こうとも物なくして安定はあり得ない」。従って「企業が果して来た役割、果すべき役割を正しく認識し、国民すべてに積極的にアピールする」と同時に、「企業・経営者に徹底させるべきである」。

企業の本来的使命とは「良い商品を安価に安定して供給する責任を全うし社員を幸福にすること」であり、「寄付や賛助で事足れりとするものではなく」「企業本来の機能を果さないままに、地域活動に力を入れたりするのは糊塗策である」、として先ず基本に立ち返ることを重視している。

(3) 企業・経営者の社会全体に対する役割(14件)

社会の企業批判に対しては「企業にとって受身のものであっても、ゆるがせにはできない」「社会から非難を受ける行為が、わずかの企業によってなされたとしても、社会から見る限り連帯責任を負うものである」。「公害を高度成長のひずみとして片付けず、善は善、悪は悪として、けじめをつけてゆくべき」であり「大企業が中小企業に対して力を押し通すやり方」を是正することを含めて「社会の日蔭の部分、社会で劣位に立つ者への配慮が必要」である。企業は「企業に反発する者との双方がわかり合うためのコミュニケーション」を図りながら「国民からあづか

っている資本を有効に活用する経営姿勢」「企業の最終目的は社会の繁栄に寄与することであるとの理念」が必要と指摘している。

今日、「経済人こそ日本と日本人の問題を切実に考えて」おり、「政府に期待し難く、むしろ企業の役割が大きい」。

しかし「単一民族でありながら、共通意識に欠ける日本人の弱点が経営者にもあらわれ、社会全体への長期的展望を持たぬ」点を改め、同時に、「その分を守り、経済以外の諸問題に対して、経済という狭い立場だけからの発言を控え」ながら、「世界における日本の立場を良く認識したうえで行動」し、「次代へのリーダーシップ」を発揮しなければならない。

2 低成長時代の経営課題（17件）

(1) 日本経済の低成長移行への心構え（4件）

「質の経営に転換すること、特に、仕事の密度を上げ、シェア競争をやめ得意先との共存共栄を図ること」「業界の知識交流・共同研究・共同投資を行うこと」「自己資本比率を高めること。企業の整理淘汰もやむを得ないと覚悟すること」などが必要であるが、特に現在、「貿易立国日本は良い物を安く売るほかはなく、人の有効活用がカギである」としている。

(2) 賃金決定の適正化（9件）

「輸出国日本はコストを下げることが最重要の課題」であり「合理化への取り組みと賃上げの合理的なルールづくりが必要」である。また、「経済水準を高めるためには、生産性の向上しかなく、働かざるもの食うべからず、の現代的意義をかみしめるべきである」。

このため、多くは民間の自制を求めている。即ち、「財界も労働団体と共同してインフレ対策の目やすを打出す」「賃金が世間相場に平準化する傾向をあらため」また「自社の利益が大であったからといって大幅ベアを行うと、日本経済全体のバランスを欠く」点に留意し、かつ「会社が倒れて労使は存在しないとの立場で」「生産性の伸びを基本に賃上げして実質賃金の向上を図る」ために「労使とも国益と社会的責任を自覚して」「各社が徹底的に話し合う」という一種の社会契約を求めている。

(3) 従業員の参加意識の高揚（4件）

「西独型の労働者の経営参加には問題がある」「労組の経営参加は労組の本質、存立基盤から好ましいことではない」が、「経営を良くして行こうとの観点から、皆んなの話し合いの中でコミュニケーションが良くなる意味では賛成」であり、いずれにしても「労組に会社の事実内容を認識してもらい、共に会社の繁栄を図る労使関係をつくる」「従業員個人の仕事への参加意識を盛りあげ、やる気を起させる方策を考えることが重要な課題である」ことの必要性を指摘している。

3. 企業内社会の安定と従業員の人格形成（9件）

(1) 企業内社会安定策の重要性（4件）

今日、「企業社会こそ人間を結束させ規律を維持し、もって社会の秩序を保っている要である」。また「日本人は情熱をあるものに傾斜させる性質を持つため、この情熱を正当に燃焼させる場を、企業社会の中でつくり出す必要がある」としている。

このため「企業は経済不安に対して耐えぬいていく運命共同体として、社員生活の安定を実現する」と同時に「会社の為というよりは、自分の為という意識の強い若者に対して、経営者の方から近付いてコミュニケーションを図り」、「若者の能力を生かす場を与えるべきである」としている。

(2) 従業員の人格形成への責任（5件）

「企業人と社会人の価値観は、同一のものであるべきで、従業員を人格分裂させてはならない」が、「本社が方針を明示しない限り、競争で鍛えられ、競争に慣らされた従業員のビヘイビアは改まらない」。このため「従来の社内評価基準を、競争の行きすぎをチェックするように変え」あるいは、「能力・実力主義のデメリットをカバーするため、“ネオ温情主義”を創造することもあり」であり、また「大人が威厳を回復して若者の指導に当るべきである」との提案がなされている。

III 政治に対する関心と現状改善への意見（110件）

会員の政治に対する関心の強い理由及び、現状への批判と改善への意見を見ると次の3点に集中している。

1. 昨今、経済・社会の安定に対する政治の役割が極めて高くなっている。特に資源問題を主として外交交渉の能力、社会秩序を維持し国民各層の利害を調整する行政機能、不公正な社会行動を排除するための公正理念に基づく政治リーダーシップなどが、従来にも増して要請されている。

（42件）

2. しかるに現実には、金権政治に代表されるように、政治の倫理が低下しており、国民の政治不信が高まっていることは重大な問題である。（44件）

3. これを放置すれば、国会に於ける保革逆転、とりわけ共産党の進出が続く可能性が懸念される。これに対して自民党は、自ら姿勢を正しつつ、同時に、現実的な保革連合を含めて新しい動きが出ることに期待するという意見もある（24件）

1. 政治の役割と機能に対する関心と要請（42件）

(1) 政治の役割の高まり（9件）

「現在は政治によって国が良くなるかどうかが決る」「これまで経済が政治をリードして来たが、今後は政治が経済の中に深く入り込み、その機能が大きくなってゆくであろう」「今後、国内外ともに政治が前面に出て来る」、「経済の安定は政治の安定のうえに成り立つ」と主張している。

ところが従来、わが国では「国家としての行政能力、コントロール能力を超えた経済発展を遂げてきた。その結果、日本の政治経済機構に大きなアンバランスが生じ」たこともあって、現状は「日本の進路を国民に認識させる努力がなされていない」。「社会経済情勢の混迷は、全て政治姿勢が不明確で中途半端なため」「政治の貧困がすべての混乱の原因である」と言われるように、政治の本来果すべき役割と現実の機能とのギャップが大きい。

(2) 外交能力への期待と外交の基本姿勢（19件）

「日本の繁栄の基盤は、外交面から崩されて来ている。従来の経済ルールが、それ以外のルールによって崩されていく事態が発生して来ている」今日、「外交は交渉・調整の積み重ねで推移するが、日本人の不得手とするところ」であり、「日本は貿易立国であるが外交が弱体」とのジレンマがある。特に、「日本の外交は自分本位で行動している。中でも東南アジアに対しての理解がない」。このため「政治・外交・貿易とも、今の日本は国際信用が悪くなる方向に向って進んでいる」との悲観的見通しが示されている。

外交の基本姿勢に関しては、「資源制約の事実を踏まえた国際的視野とポリシーが必要である」。この場合「日本は世界の秩序を維持・強化することに最大の関心を払い」「国際的な利害対立の中で、交流を深めると同時に日本の立場・主張を確立する必要がある」。「安易な経済ベースでの取組みだけではなく、政治的な動きに敏感になる」「資源制約下で生き抜くために、海外との融和を図り、国内では資源節約、原子力などエネルギーの開発を促進する」などによって外交の自主性を高めることを求めている。

自主的な外交を進めるに当たって、日本の自主的な安全保障体勢の確立を求める声も強い。「ナショナルセキュリティは憲法問題と同様に国民全ての問題」であり、「米国は日本に対して、今までのような依存のみの姿勢を許さなくなっている」今日、「経済大国になった日本は、自国の安全は自分で確保する」「イーザーゴーイングの風潮が目立つが自国防衛は絶対に必要」、「日本の自主独立のために防衛力をもう少し強める」などの意見もあるが、政府にも「外交問題は理想主義、きれい事ではすまない。ある程度の力のバックなしに自主外交は絶対にできないと

とを国民に自覚させる」ことを求める声もある。

(3) 社会的利害対立の公正な調整機能を求める(14件)

「分配の公平さが強く要請される福祉社会では、政治のウエイトが高まる」「エゴがみなぎっている現在、社会秩序を維持するため、どうしても法的規制が必要である」が、「労組や国民のコンセンサスを踏まえて政策を強力に実行する」場合、「人口1億にもなれば少数意見と言えども絶対数は大きく単に多数決原理で処理するのには無理がある」ことも事実であり、「バラバラ雑多なものを統一してゆくために、個々の主張を理解し、まとめ、生かしひとつの目的に集約してゆく念の入れ方、配慮」が要請される。

ところが、「各党とし、しっかりしたイデオロギーや現実の展望がなく、減税コンクール、福祉コンクール、年金コンクールに終っている」。また「民主主義が圧力団体のエゴに左右され」、あるいは「正直者がバカを見る、額に汗をしない者がボロもうけすることを許す政治になっている」との指摘がある。

ともあれ「国論の分裂をさせずにひとつにまとめてゆける政治リーダーを欠いている」点に懸念が示されている。

2 国民の政治不信の高まりに対する懸念(44件)

(1) 政治倫理の低下に対する批判(18件)

政治倫理の低下に対する批判的意見が多い。「政治もモノとカネを尺度に行なわれており、モノを追う世相に輪をかけている」「先憂後楽という政治家の基本条件が守られていない」「政治家は自分に関わる利害だけにとらわれ」「日本の全体を考える前に自分の党、自分本位に考え」「私利私欲」「党利党略」に明け暮れていると基本姿勢を問うたうえ、特に「金権政治」「金のかかる選挙」「金の力に依存する選挙・政治」を特に問題としている。「真面目な人」「身のきれいな人」を政治家として求める声が強い。

これに対しては「企業は政治献金をやめること」「政治資金の明瞭化が必要」との意見も出され「政治資金の問題を解決することによって、思いもかけぬ人が政治家になるようなことになるだろう」と期待している。

(2) 政治の指導性低下に対する批判(14件)

「悪評にもめげず、真に必要なことを果敢に実行するステーツマンシップにあふれた政治家の登場を切に希望する」が、「国民が信頼してついてゆける政治家が少なく」「政治家に勇気なく、政策が甘すぎる」「いい子になりたがるため、衆愚政治に墮す危険がある」「政治理念がなく、その都度考え方が変わる」など「現実には立法機関が正しく働いていない」ことに加え「行政との

連携プレーもうまくいっていない」などの批判が出されている。

政治家の資質に関しても「保革を問わずマンネリに陥り」「社会情勢や価値観の変化を先取りするどころか、付いて行くことさえできない」。これに対しては「官僚機構に乗るだけでなく、自らブレインを組織し、活用し、勉強すべき」であり「保革とも政治テクニクを知っている人達だけのものになっている」現状からの脱却を求めており「財界も筋を通す政治家・役人をバックアップすべきである」との意見が出されている。

(3) 国民の政治意識低下に対する批判（8件）

「鎖国の習性」「政治はお上にまかせれば良いとの風土や、戦後も平和が続いて政治への関心を持たずに支障なく済んだ」などの事情はあるにせよ「国民自身も政治に弱い」「政治のあり方に不信を持つ層が多いのに、選挙への無関心派が多い」。また「政治家を一種異なった世界の人物として見てきたきらいがある」との指摘があり、国民の側においても「政治を国民の手許に引戻すための努力が必要」との意見が出されている。

(4) 制度的改革への提案（4件）

「タレントが当選するような全国区制のあり方には反対」「参院と衆院の機能は異ならしめるべきである」「英国式の二党交代方式を生む意味でも小選挙区制によって議員と選挙民の接触の度合いを深めれば、議員も勉強するようになる」などの提案がなされている。

3. 政党政治のあり方（24件）

(1) 既存の政党のあり方に対する批判（18件）

既存の政党に対する批判はきびしいものがある。「自民党は、明朗性に欠け、裏取引が多い印象が強く、大衆の支持を失っている」「自民党は国民に答えられない。野党は現実の政策立案能力が弱い」「野党はいつでも政権の座につけるよう、責任政党たるにふさわしい在り方」を示していないため「政治の場でチェンジの原則が働かないのが致命的欠陥になっている」と指摘している。

また、一方では「日本人の性向として、自民党でなければ共産党という極端な考え方がある」「日本の政党は左右両極端で中間政党が育たない」「古くさい体質を持っている自民党、進歩的な考えを持っている共産党という対比でとらえられている」「日本人は、ハッキリした色を好み、緩やかな前進を認めないから民社党が大衆受けしない」という政治風土を持っているとしている。

このため、「底流には右翼化の傾向がある」との指摘もあるが、多くは共産党の進出を問題にしている。即ち「欲望を加速させる自由主義への反発から、ストイックな共産党が進出している」「日本人は共産主義社会の現実を知らないから、共産党が政権をとるのも夢物語ではない」など

の見方がある。

これに対しては、「共産党の考えている将来は現実性がない」「共産党は地域住民のエゴを利用し過ぎる」「国際的に革新が強くて出ている今日、その推移には対応する必要があるが、共産主義は問題」といった見方がある。

(2) 政党再編成に対する考え(6件)

「自由主義を守るのは自民党だけ、というのでは競争がなくなるので、基本的には保守党が二つあった方がよい」「自由陣営においては二党併存が望ましい」「保守再編成が望まれる」「保守の一部で合同が行なわれ、その中から新しい動きが出て来るだろう」「民社党は自民左派と新党結成すべきであろう」「自民党は民社・社会・公明と共同して新党をつくり、勤労者の党としてのイメージを強化すべきだ」。

など、小数ではあるが、具体的な考え方が示されている。

Ⅳ 教育のあり方について(173件)

今日の教育をどう見ているか

会員の多くが教育問題について発言しているのが本調査の特色である。その発言は、今日の教育について、制度、内容その他あらゆる面にわたっている。

つまり戦後30年の間に「自由主義は放縦に流れ、個人主義は利己に堕して、似て非なる民主主義が教育の混乱に拍車をかけた」とし、「教育問題を放置すれば、やがて精神社会の危機を招く」と強い危機感をもっている。そして、「戦後30年でこういった弊害が目立つようになってきた訳だから、今後30年かけても教育問題の解決にあたらねばならない」という強い決意がうかがえる。

1. 戦後の教育制度では、人間形成ができない(55件)

(1) 六・三制の再検討(11件)

今日の教育制度そのもの、つまり、戦後生まれた、六・三制に問題があるという指摘も多い。

「六・三制は占領軍から押しつけられたものであり」「教育制度を頑として変えなかったドイツの見識を高く買う」としている。そして「旧制高校の3年間は人間形成に有意義だった」が、今日の六・三制では「ゆとりある人間形成ができない」と考え、「人間形成教育のため、中・高等教育の期間をもう少し長くしてはどうか」と提言している。

(2) 受験地獄の弊害(15件)

今日の受験制度・受験地獄が問題であるという見解がある。それは「〇×教育の考えない教育」につながり、「現在の学校教育は受験勉強のため、あまりにも教育内容が多すぎる」という情報

過多を現出させている。

さらに、有名校優先の学校教育が「有名大学卒業をもって足れりとしており、頭でっかちで神経の細い実行力の乏しい子弟が育ち日本の後継者として寒心に耐えない現状」を生み出している。

(3) 知育に偏し徳育がない(29件)

こうした入試のための教育は知識教育に重点がおかれ、徳育が忘れられているとの見解が多い。

今日の教育は「人を蹴落してでも自分は受かろうとする学歴主義」につらぬかれており、「精神教育に欠けている」「他人の暖かい思いやりを育む教育がない」ために、「自分の家は美しくするが、公園はゴミだらけ、列車の席は自分のグループだけで占有する人間」を作ってしまったと嘆いている。そしてこのようなことでは、「日本の将来について憂慮せざるを得ない」としている。

一方、「知識の切売り教育、人間無視の教育で、社会と個人の関わりの骨組みを把握できない人間を生んでいる」だけに、「社会的連帯性をもつための教育」の必要性、「権利・義務・社会的使命をもたす教育」の必要性を述べる意見が強い。

2. 国・学校とも、真の教育を求める姿勢がない(52件)

(1) 教育理念の確立と精神的バックボーン(17件)

こうした教育の現状を生み出した原因として、基本的には、「国に確固たる教育理念・方針がない」ことが問題となっている。そしてそのことは、実際の教育の場である「学校においてさえ、教育についての理念方針がない」ということにつながっている。

こうして、国家の教育理念が確立されていないために、政府自体が積極的に教育に力を入れることもなく、「教育や研究に国家助成や優遇が少なすぎる」という状態をつくり出している。さらに、「国民全体で教育を論ずる場さえなくなった」のである。

なお、「西欧では、宗教というバックボーンが教育に対する大きな支えであるが、今日の日本にはそれがない」という指摘があり、そのことが教育理念の喪失につながるのではないかとみている。そして、「かつては、教育勅語、愛国心といった筋論があったが、今はこういったバックボーンがない」との意見がみられる。

(2) 愛国心を育む教育の必要性(21件)

日教組の教育方針が、今日のあやまった日本の姿をもたらした有力な原因のひとつであるという指摘が多い。

そして、その教育の内容として「教育方針が偏りすぎ」であり、「日本の歴史を無視した教育を行っている」と見ている。

そして今こそ、「日本人の心を理解するためには、伝説・神話を含めた歴史教育について再考せねばならない」と問題提起している。

国に教育理念がないことと、こうした日教組の現状とあいまって、若者に愛国心がなくなったと考えている。「明治維新の若者の動きは、その根底では、民族あるいは国の繁栄を願う心情に裏づけられていた」と指摘し、そして、「国家意識を育む教育」「愛国心を育む教育」が強く望まれている。

(3) 尊敬される先生が少ない(14件)

教育の弱化、偏向には教師の資質そのものにも原因があるとする指摘も多い。教師の待遇は「他の民間企業などにくらべ、差があるため、優秀な人材がいなくなった」のであるとの指摘がある。

このことは、「昔は、味のある先生が多かったが今はそれが少ない」という状態を生み、教師が使命感をもつということがなくなる。いわゆる尊敬される先生が少なくなり、「先生と生徒の断絶は、師に対する尊敬と親しみから生まれる“師弟の愛”という言葉も空しいものになっている」という現象をつくりだしている。

今日の先生は使命感と責任感がきわめて貧しいとみなれ、さらには、労働者的意識が強すぎるのではないかとの意見が多く、「日教組は“教師は労働者である”というが、本来教師は、労働者から一步超えたところにあるべきだ」と主張している。

そのためにも、「先生は特別職として給与面で高遇すべし」、「先生を海外などに派遣する制度の充実なども必要である」としている。

3. 社会に役立つ人間が育たない(34件)

(1) 国際的教育の必要性 — 語学教育(20件)

日本のおかれた厳しい国際環境を考えると、「国際感覚のある」「国際社会で通用する人材の育成」が必要とされる。

それにはなによりも語学力が必要であり、「会話教育を軽視した学校教育に問題があり」「語学力のなさが世界の情報の中に入れない原因である」という意見をみている。そして、「国民全体が英語をしゃべれるようになると、国際的に卑屈感がなくなるのではないか。そのためにも英語教育を重視すべきである。」との主張がある。

さらに、国際的日本人については、「海外でビジネスを進めるうえでも、互いに人間同志として認めあうという真の教養の不足が種々障害となっている」という意見がある。

(2) 大学のレベルが低い(14件)

学校教育の最後の方である大学にも多く問題がある。「大学教育を受けた新入社員は、現実の姿をあまりにも知らなさすぎる」、「大学、学生数が多すぎ、水準が低い」「欧米の大学は日本と違ってどんどん落第させている。日本の場合、大学教育が通り一遍で特殊性がない。」との指摘がある。そして、「研究、勉強のできる大学」、「実のある大学制度」を望み、「大学は落ち着いて勉強のできる寮・寄宿舎完備の郊外へ疎開すべきである。」と提言している。

4. 教育に対する企業と家庭の役割（32件）

(1) 企業の役割（12件）

教育を単に教育者、国にまかすだけでなく企業自らもなすべきであるとの考えも多い。「社員教育を通じて人格形成を」との考えのもとに「経営者も従業員教育に身を入れるべきであり」、「企業が社会人としての教育をやることが重要である」との考えがある。

そして、「企業の社会的責任・利益の社会還元を考えるべきである。そのため、企業が互いに資金をプールしてマスコミも活用し、国民におしつけでない教育をする。このようなことは経済人の重要な役割である」、「将来の人材を育成するためにも、現職の教員のみにまかせてはならない。各企業の中から優秀な者を一定期間教育界に派遣するといった方法を経済界全体で考えてみてはどうか」という提案がある。

(2) 家庭のしつけがない（20件）

最後に家庭教育について考えてみる。

家庭における躾がなされていないという意見が多い。それはまず母親に原因があるとする意見、「家庭における“躾”がなおざりにされたのは、戦後のいわゆる“民主教育”を受けた者が母親となり、その“わがまま”“エゴイズム”が見様見真似で子供に伝わっていった」とする一方、父親に対しても、「今の日本では、父親は仕事一本やり、母親任せになっている。躾は学校というよりも、むしろ家庭の中で父親の教育責任だ」、「家庭教育の担い手たる父親自身が自己に対する厳しさ、人に尊敬される言動を欠いている」という厳しい指摘がある。

V 日本人の特性について（332件）

会員の意見は、公共性、国際性の欠如、主体性の未確立、場当たり性を問題にする点に集中しており、若者に対する批判も強い。

1. 日本人は単一民族でありながら、国家・民族意識を喪失して統合性に欠け、かつ民主国家に於ける社会連帯の意識と行動を生むに至っておらず、エゴイスティックな自己利益追求の言動が横行している。（101件）

2. こうした特性は対外関係においても見られ、従来の島国民族の特性と相まって、国際感覚、国際性を欠き、種々の摩擦を生じる結果になっている。(39件)
 3. 生活および文化の西欧化と経済の高成長の中で、日本的な精神的ゆとりを失う反面、伝統的に非合理的な思考様式を根強く残している。このため、西欧的な個人主義の思想を基盤とする主体性が未確立で、付和雷同的な行動が目立っている。(97件)
 4. 勤勉性や適応力は残しているが、思考・行動には原理原則や事の本質に迫る論理性に欠け、創造的開発力も弱い。このため問題に場当りの対処して切抜ける性癖を持っており、両極端に走り易い特性と相まって、社会の揺れを大きくしている。(73件)
 5. 若者の評価については、自己中心的・無気力などの批判が目立つ反面、将来への期待も多い。また、これに関連して、世代間のギャップを問題にした意見もある。(22件)
1. 公共性・公德心の欠如とエゴイズム(101件)

(1) 国家意識の喪失(27件)

日本は「一民族・一国家・一言語という世界でも珍しい国家」であり、日本人は「バイタリティを持った」「平均的に優秀な」民族であるが、「宗教という統一的な基盤をもっていない」。こうした本性を持つ日本人は、「第2次大戦の過ちへの反省」もあって、「祖国、民族に対する誇りの意識」、「精神的バックボーン」「思想のよりどころ」を失った結果、「愛国心」、「国家としてのまとまり」を欠き、「国家の目標・方向」「国民の目標」が定まらない欠陥を持つに至った。

現象としては、「日本ほど、国民の間で国歌・国旗が無視されている国は無く」、戦前に見られたような「国家公共の為に尽すとの使命感」や「挙国一致の活動」が無くなってしまって、「てんでばらばらに好き勝手な状態」で「自己中心思想のみになっている」との指摘が強い。

(2) 社会的連帯感の欠如(21件)

日本人は元来、「町内会のような狭い社会では親切」であるが「自分を中心とする狭い範囲でのみ生きている」ため、これを超える「広い社会では他人に無関心」という特性を持っている。「コミュニティという感覚」「市民意識」が弱く、「社会生活のマナー、倫理感が欠如している」ため、「地域社会が育たず、企業内社会をつくってしまう。自分の社会でのみ礼を守る」ことになってしまう。諸外国のように「コミュニティ活動を熱心にやり、地域社会に貢献しようと努力している人達」は少ない。

この結果、「我が家、我が社、我が国だけを考え」、「企業などの小さな単位の秩序はあるが社会全体の大きな秩序を欠くことになっている」「日本という全体に対するバランス感覚」や

「社会連帯性」を持つに至っていない。

こうした中で「日本人は社会的訓練が不足」しており、「社会生活のマナー、倫理感」「共同社会を構成する理念が欠けている」とするのが最も多くの会員の指摘であった。

(3) 自己中心的な行動の横行(42件)

戦後の日本人は、戦前には持っていた特性、即ち「協調の精神」「自己を超越して国家・社会のために尽す」「自己犠牲心」を失った。

反面、「本当の意味の自由主義・民主主義が理解されていない」ため「自由と放縦をはきちがえ」「自分の都合を主張することが自由と思っている人が多い」「他人に迷惑をかけぬという個人主義の根本が欠けて」おり「義務を忘れて権利のみ主張する」「エゴイズム」特に集団に寄りかかった「集団エゴが横行している」「理性によって社会正義を守ろうとの意識」「社会的必要の前に自己を律する態度」が見られず、「ゴネ得」「公德心の欠如」が目立っている。これらは「粹付け、節度、義務を軽視して戦後の民主化・自由化を進めた」結果であり、「日本の自由は好き勝手の自由」、民主主義は「猛烈社員を生み出したが、それは人を蹴落すこととウラハラ」になっており、「割込み、過当競争など外国では見られない」現象を生み出した。「個の利益を規制し、全体の中に溶け込む」「欲求の自然膨張を自己抑制するルールは今やスポーツの世界にしか見当たらない」状態になってしまい「1人のエゴで99人が動けない」「正直者がバカを見る」事態を生んでいる。

(4) マスコミの影響(11件)

日本におけるマスコミの発達、影響力の大きさに関心を持つ会員が多い。その多くは、マスコミの公正なリーダーシップを期待しているが、中には、「どの新聞も高級紙をねらっておりながら、大衆におもねすぎる」「過当競争から興味本位、オーバーな表現になりがち」であり、企業行動に対する報道においても「企業は悪なりとの前提を持つのではないかと思う時がある」「企業の功罪について、建設的な面より否定的な面を取り上げすぎる」との卒直な懸念を表明する会員もいる。

2. 国際人としての資質に欠ける(39件)

(1) 歴史的・地理的特性による国際性の欠如(23件)

「世界は今や狭くなってきた。一つの国や地域の中だけの意識をもつことは、問題解決にはならない」今日、「資源をもっていない日本こそ、グローバルな考えが必要」であり「海外との地についた交流が必要」で、「長期的視野にたって日本(人)の国際化を図るべき」であるが、この最大の障害になっているのが地理的・歴史的条件から来る「国際性の欠如」「国際感覚の無き」

である。

「一島・一国・一民族に由来する非融合性」から、「海外でも自国本位の行動」をとり「閉鎖的生活をする」。鎖国という「歴史的要因から来る閉鎖的、排他的な気持ち」を残しており、「言葉・習慣の違い」や「東洋的思考法が残っており、国際人になり切れない」との指摘が多い。加えて、日本人の「自分を売り込むことが下手」「国際的に通じる自己主張力に欠ける」弱点も指摘されている。

(2) 国際人としての訓練の不足(16件)

こうした特性を持つ日本人は、意識的に「国際的感覚の養成」「国際政治・経済の勉強」を必要とする。

現実には、「国際社会への関心がうすい」「国際問題への知識に欠け」「国際関係を甘く見ている」「国際問題の理解が短絡的」など、「国際間でもまれていない」「日本のリーダーでさえ、本当の外国を知らない」という状態を脱し得ていない。

国際人としての徳性についても「他民族の文化を理解しようとしない」「相手を傷付けないマナーの不足」「国際的に共通のマナーと行動に欠ける」ため「国際的な社交性にも欠ける」と、訓練の必要性を力説している。

3. 精神のゆとり喪失、主体性の未確立(97件)

(1) 精神のゆとり喪失(42件)

「日本人はゆとりが無い」「人間性を没却している」「心が荒廃している」「精神的に貧困になった」との指摘がある。

これは、戦後日本が「アメリカナイズされすぎ、モノ、カネ、数字本位になった」という変革の上に、「経済の高成長によって」「駆け足ムードが定着して即物的となり」「使い捨て文化がビルトインされ」たこと、「自然を失いすぎて」「日本人の情緒」「日本人の心」を失った結果である。「淡白、わび、さびなど、日本民族の豊かな伝統的精神は、余りに物質主義的な風潮の中に、崩れつつある」。特に若者は「精神的価値を重視せず、金欲・物欲のとりこになっている」。

これに対しては、戦後日本は経済成長にもかかわらず、住宅を中心にストックが貧困で「生活態度がガツガツ、イライラしている」との面も指摘されている。

(2) 主体性の未確立(55件)

「春夏秋冬の四季があることが、日本人の精神的風土を形成」しており、その根底にはなお根強く「自然同化の思考、心情的理解」「惻隠の情」「情緒主義」を残しており、その社会も「欧米は不信感に基づく社会であるが、日本は信頼感に基づく社会」であり、その中で、「義理人情

に厚い」「控え目を美德とする」特性を持っている。反面、「消極的で人の意見に従いやすく」「自意識に乏しく浮草的」でもある。

これが「タテ社会が軸になっている」社会構造の中では「権威・権力に弱く」道徳観でさえ「お上の威光のもとで確立された」。

日本人は元来、「熱し易く冷め易い」「淡泊で根性がなく、個性が少ない」という特性を持ち、「集団化しやすく、一般の風潮に流れやすい」うえ、「日本の社会は画一的で、個性の強いものを排斥する特質」を持っており、「自我、個性を大事にする社会」にはなっていない。

戦後の変革によっても、「自主性・独自性を欠き、皆んなが同じムードに乗る」体質は払拭されておらず「個が確立していない」「西欧的自主性が欠如している」との意見が強い。

今日、「主体制の確立」は、国際性の観点からも必要で、「Yes, No, をはっきり言える人間」「契約社会的要素を習得する」ことが必要であるが、「情報化社会の中で自分を見失い、付和雷同的、衝動的に行動する」という新しい問題も発生している。また、戦後の民主化が、「他に甘えすぎ、自己責任感を持たない」「無責任状態」「言いたい放題、したい放題」「責任転嫁の風潮」といった「誤った個人主義」を育てたという面も持っている。

もっとも、「日本人は維新以来、西欧に追いつくのが精一ぱいで、ひたすら真似し」戦後の変革も「自由を斗いとしたものではない」。それだけに、「西洋人コンプレックス、東洋人蔑視」が抜け切れず、「外来の思想に頼りすぎ」「判断の価値基準を西洋のものに求めすぎる」「欧米型の考え方、やり方を導入するのは間違っている」との批判も多く、「日本人は他民族とはちがうものだ」と認識し、そういう眼で、政治、経済、教育を見直すべきだ」との提言もある。

4. 勤勉性・場当たり性と順応性・揺れ性（73件）

(1) 勤勉性（30件）

日本人が「勤勉である」ことは多くの人が認めているが、反面、これが「過当競争を生み」「社会的に相互のサービスが過剰となる」といった弊害を生んだとも指摘されている。また、「本当の意味では勤勉でない。要領が悪い」「勤勉であっても能率は悪い」「創造的な仕事への集中力に欠ける」などのマイナスも指摘している。しかも今日、「勤勉は悪との風潮が出ており」「勤勉・質実剛健の気風が弱まっている」「手軽に済ませ、本モノを忘れる傾向」が出ている。

また、「やたらと働きすぎ、これが、かえってモラルを低下させ」勤勉性を弱めさせた一因であるとの見方もある。

(2) 場当たり性と順応性（29件）

日本人は、「物事の真相への理解に欠け」「本質を突く思考を欠く」。

そして、「独創性に欠け」「創造的開発力が弱い」。とにかく「予想力、予見力が乏しいために、予見に基づく先手が打てない」との意見がある。

また、「環境の変化によって変りすぎる」「思考・行動のプリンシプルが欠けている」「日本人の行動には思想がなく、全てにアニマル的になってしまう」「目先だけを追って」おり、「目先の採算を重視する」という意見が強かった。

この結果、「場当り的な辻褃合せの行動が目立ち」「物事をなし崩し的に解決する傾向を持っている」。「ジャーナリズムにも判断基準としての基本理念」がなく「ニクソン新政策にしろ、オイル問題にしろ、いずれもこれは息の長いクライシスであり、インパクトであるがショックとして受止めてしまう」。

こうした「日本人では、何ら大きな衝撃を受けないと、安易な風潮は改まらない」「座礁民族とも言える」ため、「行きつく処まで行って突き当たる」との悲観的な見方が多い。反面、「もの解りが良く、のみ込みが早い」「適応力に秀れている」「日本人は壁にブチ当たると、その時点で柔軟に改善策を見出す民族」であり、少くとも経済問題に関しては「ぬけぬけと切抜けてゆく」との楽観論がある。

(3) 揺れ性(14件)

場当たり性は「過密社会での情報過多による増幅作用」を受けて、元来、性急で「絶対主義、Best主義」の性癖を持つ日本人の行動を「極端に走りすぎる」「振り子の振れが大きい」ものにしており、「中庸を主張しない」欠点に輪をかけている、との見方が強い。

一方、こうした見方に対しては、「日本人は復元力のある国民」であり、「平衡感覚のある民族」だとの指摘も多い。今日の日本は、かつてない危機に陥っているとの意見に対しても「維新の時は、士族・農民がともに反乱を起して、社会は騒然たるものがあつたし、戦前は、軍部と共産党が同時に抬頭した時期もあつた。今はこうした深刻な時代ではない」との指摘がなされている。

5. 現代の若者について(22件)

若者に対しては、「無気力」「泳いでいる感じ」「質の低下、勤労意欲の低下」「批判者の、第三者的」であるとする意見のほか、「自分さえ良ければ良いと思っている」「相手に耳を貸さぬ」との批判がある。

反面、「会社の若い従業員を見れば健全である」「若者自身は良く勉強している」「若者のエネルギーに期待している」「世代間のギャップは誇張されすぎている。物の感じ方は変っていない」などの楽観的意見もある。

なお、世代ギャップの拡大を問題に、「大人が正義・公正・倫理の感覚を失って若者を失望させている」「若者に対して拒否反応を示しすぎる」など大人の責任を真剣に反省する意見がある。

おわりに——中間報告を終えるにあたって

最後に、この中間報告を終るに当たり、2・3の所見を述べて締め括りとしたい。

(1) 特定の分野における意識調査

本調査は、関西経済同友会会員の資格をもつ関西在住の財界人の意識調査である。

本調査は特定の分野におけるオピニオンリーダーの総括的意見である点において、評価さるべき数々の特色をもつことは疑いを容れない。しかし日本国民全体からみれば、特定の地域における特定の年令層、特定の地位、特定の企業に属する限られた人々の意見の集積である。これをもって全体の意見の集約とみるべきではないであろう。

現在、日米独三国間において、共通の基準の下に国民の意識調査が行われつつあると伝えられる。そして、この企画では、同一家族内の親と子の両世代を調査対象に選んで、世代による意識の相違を併せて調査する計画を含むとせられている。

このように、地域・世代・職種等われわれと異なる別個の他の社会領域において、類似の企画がもたれることが望ましい。そして、その際、本調査がこれら幾多の分野を通じて、意識のコンセンサスを求め、また、その差異を明確にするなど、新らしい試みの端緒ともなれば幸である。

(2) 意識の純客観的調査

本調査は、あくまで会員の意識を純粹に客観的に調査することを目的としたものである。委員会として何等かの提言又は意見の発表を目的としたものではない。

従って面接担当者の選定についても、その質問の態度についても、会員に対して些かの先入観も与えないよう特に配慮し、面接記録の記述についても極力発言要旨そのままの客観的記述を要請した。また、まとめられた意見の整理についても、主観を混えないよう特に深甚な注意が払われた。勿論、調査内容が広汎且つ複雑であり、知識・経験・問題の理解度等について、それぞれ差異あるを免れない個々の面接担当者の主観を通した記述である。事柄の性質上、完璧を期することは至難の業であった。ただ今回の面接担当者は、その選考の経過からみて、現段階において、可能な限り最もその趣旨にかなった適格者を得たものと考えられ、調査の結果も、この点においてはほぼ満足すべきものかと考えられる。とくに、会員の面接者に対する態度が一樣にアットホームであり、表明せられた意見は、むしろ卒直に過ぎるとも言い得るものであったことは、本調査をして、意識の底流を探る意味におい

て、きわめて有意義なものたらしめたとされる。

ただ、先に述べたように、本調査は、単に会員の意識の客観的調査を行ったに過ぎないものであり、特定の問題についての結論付けのなされていないことは、本調査の目的からして、当然であろう。

日本および日本人を論じたものとしては、内外に無数の著述、研究、発表があることは周知のとおりである。とくに重要なのは、それぞれ各分野の専門家の手になる歴史的、理論的研究の成果であろう。日本および日本人についてはわが国の国際的地位の向上に伴い、最近是国内においては勿論海外においてもこの方面の研究が相次いで発表されている。また、それは比較人類学、比較文明史等の形をとり、ロンドン・エコノミスト等海外出版物の日本経済の分析等の形をとっているものもある。諸外国のわが国の経済進出に対する反響といった形のものも多い。

転換期に立つ日本および日本人の分析、またあるべき姿については、更に透徹した、巾広い研究を期待したい。

更に一言すれば本調査の実施後、わが国をとりまく内外の諸条件は、国内政治面においても、資源問題、国際情勢においても、とみに厳しさと激化の様相を加えつつあるかに思われる。われわれは、この際、まず、わが国の直面するこの厳しい客観情勢を素直に受けとめなければならぬ。そして、現下の緊迫した国民的実践的要請に応えるため、国民各層のコンセンサスを求めて真剣に問題に取り組むことの緊要性を、改めて痛感する次第である。

(3) 中間報告としての意識調査

今回の調査では、オープンクェッション方式により、自由且つ個々の意見の表明を期待した。その結果は、前記のごとく、きわめて卒直な多数の意見の開陳を得て、きわめて有意義なものとなった。反面、問題の性質上、一応の整理は兎も角、複数の論点の相関関係・因果関係の解明等、なお相当の時間をかけて、専門的に更に深い分析を行うことを適当とする問題が多数存在する。また本資料の徹底的な解明は、またと得難い貴重な資料を有意義に活用する所似でもあろう。その意味において本調査の結果は後日さらに詳細な分析を加え、最終的な報告としたい。

本報告は、冒頭に述べた如く速報の意味をもって、調査の結果の概要を報告するに止めた。

面接調査の集計、整理と報告書の作成は、10月中旬～11月中旬の約一ヶ月間で、企画委員と事務局が分担して行なった。何分にも、454人の多数に上る会員の貴重な発言を集録した膨大な資料を本業の余暇をみつつ短期間に取りまとめを行ったものである。折角面接に応じられた会員諸兄に対しては、あるいは、その真意を伝えるに十分でなかったかを惧れている。

ここで、特にお断りしたいことは次の諸点である。

① 中間報告は「会員の問題意識は、どんな分野に、どんなパターンで集中しているか」という観点

で集計・記述している。

従って、会員が、広範な問題を自身の思想や哲学をベースに、全体的・統一的に批判したり理念や将来像を述べられた場合でも、これを問題の類型別に分解・整理している。

そのため、会員の個性豊かな、あるいはトータルとしての見解を、体系的にヴィヴッドに紹介し得なかったことについて、特にご了承を得たい。

- ② 面接に応じられた会員については、全ての会員の発言の趣旨をできるだけ漏れなく収録する方針を採ったが、それが脱漏なく、かつ本旨に沿った類型の中に適切な表現で収録されているか否かについては、時間と能力の制約の下で、チェックが不十分な点多々あると思われる。この点、今後会員諸兄のご指摘とご叱正をえて、更に完璧を期したい。

新内閣に望む

昭和49年12月9日

社団法人 関西経済同友会

代表幹事 松下 正 治

代表幹事 牧 野 耕 二

三木新内閣は、経済の正常化を目指して、挙党一致、強力なリーダーシップを発揮し、もって、国民の政治に対する信頼を早急に回復してもらいたい。

このためには、政府自ら、国民とともに困難をわかち合うとの高い倫理観を堅持して、正直な国民が明日に希望が持てる、公正で暖い政治を行うことが基本である。そのうえで現下の経済困難の実態を、国民にありのままに訴え、それぞれの立場に応じて協力することを求めるべきである。

このような政治理念の下で、

- 一、当面の経済政策の運営についてはインフレ心理と不安心理を、ともに払拭し、質実剛健な国民生活基盤の確保に全力を尽すことを望みたい。

このため、総需要抑制の基本姿勢は、なお堅持すべきであるが、一方、倒産、失業の多発といった悲惨な犠牲を強いるような、性急な政策手段はとらないことを国民に明示すべきである。

- 一、来春の賃上げ問題については、これを合理的に抑制する国民合意を実現させるため、政府もできる限りバックアップすべきである。

来年度こそ、インフレを収束させ、投資を回復させることによって、国民が、明日の生活の糧を安定的に確保する土台を築く年にする必要がある。

- 一、来年度予算の編成に当っては、地方財政を含め、安易な膨張を厳に排し、真に必要な生活関連の公共投資財源の確保に努めるべきである。

このため、引続き弱者対策に重点配分する一方、硬直化した当然増経費を根本から見直し、行政の効率化を推進して、経常支出の圧縮を図ることが先決である。

なお、税制に関しては、単なる人気取り減税に終ることなく、税負担の公正化を進める制度改善に重点を置くべきものと思う。

一、独禁法改正問題については、今日の厳しい国際経済情勢の下で、わが国が自由主義経済を基盤として生き抜く以外に活路は見出せない、との観点に立って、これを損うことのないように、慎重に検討してもらいたい。

以上、われわれは、信をもって立たれた三木総理が、公正かつ活力ある経済社会づくりに邁進され、経済の長期的安定をもたらされることを強く期待する。

代表幹事年頭所感

昭和50年 1月 4日

社団法人 関西経済同友会

代表幹事 松 下 正 治

代表幹事 牧 野 耕 二

われわれは、激しいインフレの中でのマイナス成長という極めて異常な事態のうちに新年を迎えたが、本年は、これらの「正常化」に着手する年である。この正常化にあたり、われわれは明日への意欲と各界一致協力の精神が何よりも重要であることを特に訴えたい。

1. 経済正常化への道

インフレ要因の再燃を防止し、かつ経済を適正なプラスの成長軌道に乗せることが当面の課題である。

このため、政府に対しては、筋道を誤まらぬ適切な施策を講ずることを望むとともに、われわれもまず引続く不況に耐えつつ、節度ある賃上げ実現への労使合意の形成に全力を傾注し、もってこの正念場を乗切る覚悟である。

この上に立って、われわれは労使協力による生産性向上への真摯な努力を重ねることこそ、資源制約の下で、活力ある経済体質をつくり上げ、国民生活を可能な限り安定、向上させる唯一の道であると確信する。

2. 新しい社会と風土の醸成

われわれは再び相互不信の風潮や、自由主義体制に亀裂を生じる事態が発生することを防止し、さらに、低成長時代に適合する社会のあり方を探究しなければならない。

このため現在の難局は、エゴの主張によっては決して脱出することはできないことを認識し、全体

のバランスをもつための合理的かつ、現実的な思考と行動を尊重する社会の創造に努める必要がある。

あわせて、国民一人一人が、主体性をもって創意と工夫を存分に発揮できる、自由闊達な風土を育んでいきたい。

われわれは、日本と日本人の新たな出発のために総意を結集し、この新年を厳しい中にも明るさの見える年としたい。

50年度予算政府案決定について

昭和50年1月11日
社団法人 関西経済同友会
代表幹事 牧 野 耕 二

1. 50年度予算は、復活折衝の結果、福祉・文教重点の性格が一層明確になったことは、充分評価出来る。
1. しかし、当然増経費の抜本的見直しを断行しなかったため、財政が日本経済の新事態に真に適合することが出来ず、明日のための公共投資を不当に抑える結果になったことは、極めて遺憾である。
この点、今後国会でも議論をにつめるとともに、経費の節減につとめ、実質的な事業を出来る限り確保することが肝要と思う。
1. 関西新空港の調査費増額と大阪国立劇場誘致の調査費が認められたことはよろこばしい。われわれとしても、これを機会に新しい関西経済のあり方と、大阪らしい都市づくりの研究を一層進めて行きたい。

以 上

高 令 者 の 福 祉

昭和50年2月6日
社団法人 関西経済同友会
国民福祉委員会

I は じ め に

福祉社会の実現という言葉が、定着、一般化し、国民全体に福祉向上への具体的願望が高まってきた矢先48年末の中東戦争を契機とする深刻な石油危機を引金として、急激にインフレーションが加速され、福祉社会実現への歩みが阻害されている。

しかし、福祉社会の基本的目標である「健康で文化的な生活」を最低限保障しようというテーマは不変である。この目標に対して国全体としての努力が傾けられなければならないことは明らかであり、

このような状況にあってこそ、福祉社会実現のために何がなされねばならぬかを考えなければならぬ。

国民福祉委員会では、昭和47年度に、福祉社会とはどういうものであるべきかのビジョンを描いた。そこでは、福祉社会を「個人により、時代により相異なる、物質的、精神的欲求を可能性として満たしうる条件が社会的に整い、他方、個人の側には、欲求を適切にコントロールし、社会の連帯を支えようとする動機づけのできる理性が備わっている社会」と考えた。そして、これに至るためのさまざまな施策の方向を示し、産業人の役割として、公害への対処、産業構造の転換、高令者雇用の機会拡大と老後の生活の安定、新しい職場環境の創造、地域社会への貢献、福祉社会形成のための成長と技術革新を挙げ、政府に要望する事項として、社会保障の充実、教育の改善、物価対策、行政の効率化、産業人による福祉向上施策への援助を挙げたうえで、国民に適正負担と自己抑制、勤労と余暇のバランスをとることを望んだのである。これらの諸項目は、現時点に於ても妥当なものであるし、それらの実現のために、より一層具体的な努力が求められている。

さらに、昨48年度においては、この基本的なビジョンを踏まえて具体的な問題を検討することとし、日本の将来の福祉に大きな比重を占める人口構成の老令化に着目して、通常の勤労能力を有する高令者の福祉を向上させる施策として、定年の問題を検討し、「定年をめぐる試案」を発表した。ここでは、一応60～65才までの人に対する施策はどうあるべきかを述べたのであるが、高令者の問題のもう一つ大きな側面として、職を離れたあとの人々の福祉はどうあるべきかが残されている。今年度は、昨年度のテーマの一連のものとして、通常の稼得能力を失ってゆく高令者の福祉はいかにあるべきかを検討した。

高令者という場合、一つの大別のしかたとして、健康な高令者と、疾病を持つ高令者に分けられるが、ここでは後者の問題である医療保障、医療介護施設等の分野については、別の機会に譲ることとして、通常の生活を営み得る大多数の高令者の問題をとりあげた。

このような高令者の福祉の基本は、稼得能力が下がる、あるいは、ゼロになっても、その時点での市民として、最低限の生活ができるだけの所得、あるいは社会的援助が保障されるということであるのは明らかであり、その中心となるものは年金の充実である。しかし、所得の保障を中心とする施策だけで福祉が達成できるとはいえない。単に生きるために所得は必要だが真に生きるためには、一般社会との交流を何らかの形で継続維持することができるということが不可欠で、高令者の福祉の第2の基本といえるのではなからうか。いかに所得が保障されたとしても、その生活周辺に社会参加としての人間的交流がない場合、充足感があるとは考えられないからである。

高令者の福祉が、このように経済的な側面と社会参加の側面を持つとの理解に基いて、まず年金の問

題を考え、ついで、高令者が生活する地域社会の問題を考え、さらに、これら両側面を満たす方策を考えてみた。

II 経済的側面を支えるもの………年金

定年年令が次第に高くなりつつあるとはいえ、また定年後も2度の勤めをする人も多いとはいえ、職を離れてからの期間が長くなってきた高令者にとって、家族扶養の比率が下がってきている社会情勢のなかでいかに生活を維持していくかということは大きな問題である。たとえ、多少の蓄積があったとしても、過去の、あるいは、これからのインフレーションによって、その価値が急落してゆく事態に直面した場合、高令者が自ら対処できる術は殆んどないことになる。ここにおいては、社会的に高令者の生活を維持する方法が構えられねばならず、その主流は公的年金制度とそれを補完する企業年金である。

公的年金、企業年金のいずれであれ、その目的は、国民の老後の生活を支えるというものであるが、その役割は若干異なり、公的年金は、高令者の基礎的な経済生活を支えるべきもので、企業年金はその上積み分としての役割を果たすべきであろう。

1. 公的年金制度の改善

(1) 制度全体の統一

公的年金制度の主流は、厚生年金保険と国民年金で、48年度末における年金制度対象者5,400万人の約90%を占めている。その他に、船員保険、国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合、公共企業体職員等共済組合、私立学校教職員共済組合、農林漁業団体職員共済組合があり、公的年金制度は合計8つの制度が併立の形で存在する。そして、これらの制度の適用を受けられない高令者のためには、老令福祉年金の制度があり、制度としては国民皆年金になっている。ところが、これら8つの制度を見ると、拠出期間受給開始年令、給付額などが、相互に異なっている。私的な制度においては、負担、受益の大きさが異なることは、ある意味で当然ということが云えるが、国の社会保障制度の一環として行なわれる公的年金制度については、たまたま社会での位置が異なるということによって、適用される制度が異なり、受益の内容が異なるというのは、社会保障の本義を外れるものであろう。

可能な限り一本化し、統一的管理をすることによって、国民が同じ基準に則した給付を受けられるようにすべきである。統一一本化がなされた場合、共済組合はその中にいわゆる企業年金的部分があると考えられるために、一本化されたもののうえに共済組合を設けるべきであろう。

(2) 制度成熟の促進

厚生年金、国民年金ともに制度の歴史が浅いために、給付が開始されるべき年令において、全

ての対象者が標準的な年金額を、フルに貰えるだけの要件が完全に充足されるようになるのは、昭和60年頃であり、それまでの間、高令者は不完全な給付に甘んじなければならない。制度の発足が遅いがゆえに加入期間が短かった人のために、国民年金には、いわゆる5年年金、10年年金といった制度もあるが、いずれも救済のしかたとして不十分である。私保険的な発想から脱却して、政府資金を投入することによって、老令福祉年金に頼った救済方法を早くなくすることができるよう、制度の成熟を促進する施策が必要である。これは公的年金の重要性、必要性を国民に認識させるためにも必要であろう。

(3) 年金額の把握方の再考

現在、厚生、国民年金について、昭和49年9月から物価スライド制も適用されるようになって、給付額がある程度物価上昇に追従できるようになったとはいえ、その給付額は老夫婦が生活を支えるにはあまりにも低い。しかも、夫を失った妻に対する給付は、ほぼ半分近くになってしまふなど、制度としても問題がある。

また、現在年金を受給している人の2/3は、老令福祉年金を受けているのであって、その年金額は昭和50年度予算によってかなりの努力がなされて、12,000円になったとはいえ、生活を支える年金という名に値しないものである。

年金は、年金受給者の生計を維持することができなければ意味はない。従って、高令者夫婦、あるいは、独り暮らしの高令者が生計を維持できるかどうかは年金の下限を規定すべきで、そこに、原資の制約とか、加入期間中の賃金などの要因を加えるべきではなからう。

一方、現在の公的年金額は、報酬比例部分について加入期間が長くなれば額が大きくなってゆくようになっており、私保険的な要素が強く、また原資を圧迫することになるが、公的年金は基礎的な生活を支えるものという色彩を強めるために計算のベースとなる加入期間年数は一定限までしか認めないなどの方法をとって、加入期間が年金額に影響する度合いを低くする必要がある。このようにして必要原資の増加を抑制するとともに、相互扶助の要素を強めるのである。その上で、年金の実質価値の維持のために、少なくとも、物価指数に対応して、迅速に額の改正ができるように運用されなければならない。

(4) 年金財政方式の再検討

制度の早期成熟をはかる一つの施策として、又、年金の充実度をたかめる方策の一つとして、若い世代の掛金を原資として年金を支給する、いわゆる賦課方式に移行することを検討すべきである。

昨年から行なわれることになった物価スライドによって、現行の修正積立方式に占める修正度

合が拡大し、賦課方式的要素が大きくなっている。しかし、現行制度の修正には限界があり、現在のように、経済変動が大きく、インフレが進行してゆく中にあっては、掛金の飛躍的増大なくして、大巾な年金増額は難かしくなる。

従って、なし崩し的に、賦課方式的色彩を強めるよりも、制度として、賦課方式に移行させ、社会全体で高令者の生活を支えるという考え方を明確にし、家族扶養の意識の少なくなった若い世代にも、自らの責任を認識させる必要があろう。

ただ、賦課方式にした場合、一応生計を維持できる額をあるべき年金額とすれば、今後、急速に進む老令化を考えると、それを支える人達の掛金の負担が将来非常に大きくなって、負担の限度を越えるのは明らかである。この解決のためには、年金額を引下げるか、掛金と年金の対応をなくすより他に方法はない。年金の水準の下落は、福祉の方向に反する以上、掛金と年金の対応はなくさざるを得ない。その場合、掛金による原資総額と年金支給に必要な原資との差をどこで負担するのがもっとも妥当か、経済変動に対処しながら公的年金の社会保障機能を十分に実効あるものとするという立場に立って、長期的な検討がなされねばなるまい。

(5) 公的年金の啓蒙活動の充実

年金の充実ということが、努力せずして老後の生活が保障されるという考え方を醸成すると心配される一面もあるが、これを回避するためには、自らの努力があってはじめて、年金制度は支えられているということを国民各層、特に若年層に認識させることが必要である。年金が個々個人にとって、どのような意味を持つかについて、理解を得ることにより、年金に対する国民の実体あるコンセンサスが形成され、支持する力を大きくすると考えられる。

2. 企業年金の将来

私的年金制度は、企業年金のほかに、一般の私的保険によるものがあるが、ここでは純粹に個人的に行なわれる将来への備えの分野は外して、企業年金を眺めることにする。日本の企業年金は、日本独特の退職一時金制度との関連もあって、必ずしも年金本来の発展をしているとはいえず、永年の慣習に従って、年金分を一時金で受取る人が多いが、退職給与の中に年金の形態をとるものは徐々に増えている。現在、すでに年金制度を採用している企業の数も多く、税制適格年金を見ると昭和37年の発足以来、昭和47年度末には6万件に達しており、企業独自の年金制度をもつところも増えている。

その将来について、次のように考える。

(1) 支給期間の長期化

現在、企業年金の支給期間の主流は10年であるが、年金制度は老令保障を目的とするもので

あるから、資金的な計画ができる限りに於て、これを長期化する必要がある。

企業年金にあっては、支給額は、公的年金への上積み分として考えた場合、必ずしも、単独で生計を維持できるだけの額である必要はなく、公的年金は、最低限の生計維持に使われ、企業年金は、その上に一種の余裕を与える性格のものと考えるべきである。その面からも、企業年金の理想としては終身給付であるべきだが、現段階では、企業年金の設立強化に努力するとともに、その給付期間を出来る限り終身的な意味合いのものに近づける努力を注ぐことが必要である。

(2) 企業年金の経済変動への対応

企業年金の場合、個々の退職者のために積立てられた原資に基づいて、給付が行なわれるという一般的原則から、年金額を経済変動に応じて動かすということは行なわれないのが普通である。しかし、退職する人にとって、教育資金、住宅資金のために一時金を選択するという要因がなくとも、程度の差こそあれ、年々進行するインフレによって、減価することが明らかなものであるならば、一時金で、取得しようとするのは、ある意味で当然であり、結果として年金の実質的普及を阻害することになる。真に老後保障としての意味合いを持たせるためには、支給額が退職時点での実質価値を保てるような対策を講じる必要がある。少なくとも、平均的個人が自ら運用をはかるよりも大きな有利さが見られるような対応のしかたをしなければ、制度は形骸化する。

経済変動への対応については、全体的な労務費の按分という見地から、賃金水準の向上と同時に、年金の価値水準の維持ができるようにすべきであろう。ここでは、年金原資との対応性が崩れるわけであるが、老後保障の一部を企業が担うことによって、従業員のモラルを向上させるという見地で対処することが今後の企業に要求されていると考える。

(3) 自己努力への動機づけ

企業年金は、企業のみ責任において支給されるべきであると考えることには、老後保障というものに対する自己努力の意義を薄めることになるという点から、疑問がある。勤労者にとって、企業年金制度を身近なものとしてとらえて定着させ、自らの老後保障は自分の力という自己努力の意識を高めるために、年金原資の積立てに勤労者自らが参画し、企業側としては、その自己努力に応えた割増し給付ができるような施策を考え、年金を、与えられるものとしてではなく、自らも努力を傾け、年金を育てようと取組ませることが必要である。また、自己努力として、年金原資の積立てをする場合、税制上の優遇も考えられなければならない。

さらに、社会的なものとして、現在の住宅事情が年金化を阻害している面が強い。住宅の入手が困難であり、定年間際に退職金を充当して家を手当するのが大部分であるが、もし土地政策、住宅政策が推進されることにより、家の入手、あるいは、水準の比較的高い家の賃借が容易にな

れば、年金に移行するのも受入れ易くなるであろう。

Ⅲ 社会的、人間的側面を支えるもの……… コミュニティ

高令者問題について、通常、経済的側面、あるいは福祉施設又は、医療施設の充実という方向について論ぜられることが多いが、さらに一步すすめて、高令者の“生活”をより人間的なものにするには、どうすればよいかという検討が必要である。

勤労生活から退いた後の高令者、特に健康な高令者は、勤労を通して行なわれていた社会への参加が、突然失なわれてしまうことになるが、特に、日本の場合、職場が生活のすべてである傾向が強いだけに、社会への参加の機会が殆んど失われ、何を目標に生きるかの問題に直面することになる。

また、都市化の進展、都市近郊のベッドタウン化などにより、住民の間に長く存在していた地縁的連帯が失なわれているが、その結果、地縁的なつながりの中に育っていた高令者の役割も急速に失われてきている。社会的なメカニズムの中に組みこまれていた高令者の役割評価によって、高令者は生甲斐を得ていたといえるのであるが、このような役割に代る何かを社会に新しく育てなければならぬ。自分が社会に参加できているという意識を持てるかどうか、高令者の老後の生活の精神的豊かさを大きく左右するからである。

このような観点から、高令者の社会参加を促進するとともに、高令者が居住する地域に、従来の地縁的役割に代わるもの（コミュニティ）を育て、そこに参加することによって、社会とのつながりを得ることができるような施策を考えた。

1. 高令者の社会参加の促進

(1) 施設の充実

職を離れた高令者は、職域を通して行なわれていた社会的交流を維持することは、通常難かしく、家族あるいは居住地周辺の限られた交流しかなくなる。それに従って、社会的刺激も減少し、また、社会的に弱者として処遇されるため、肉体的のみならず、知的活動についても低落してゆくと考えられる。その低落は必ずしも自然なものではなく、社会的なサポートがあれば、長く健全な状態を維持できるものである。

この意味で、高令者が住んでいる地域社会（コミュニティ）という高令者にとって動きやすいエリアに同じ年代、あるいは若い世代の人々との交流を継続できる場を設け、拡大してゆくことが必要であろう。その場としては高令者だけのセンターというものも必要であろうが、地方公共団体が中心となって一般の人々も利用するコミュニティセンターを多く設け、その中に高令者の社会的交流活動を助けるような施設を設け、高令者の世界を外に開いたものにしなければならない。むしろ、高令者のためのセンターは、老人医療、健康相談、リハビリテーションのような機

能を中心にしたものとし、高令者の社会的交流促進の機能は、もっと分散されたコミュニティーセンターに持たせる方がよいと考える。

(2) 人の充実

つぎに、これらの運営を支えるものは人である。コミュニティーは、地域特性が個々に異なり、そこに属する高令者の要求する活動内容もさまざまであろう。それを十分に汲み上げながら、実効ある活動が維持できるためには、有能な専任の担当者が配置される必要がある。そしてこの人たちが核となり、他のコミュニティー活動との連携を密にしなければならない。また、行政においても、施設の充実だけでなく、それを生かすのはあくまでも人であることをよく認識した配慮が望まれるところである。

(3) 高令者の自主活動の育成

現在見られる高令者のための行事は、高令者を常に受身のものとし、与えられるのを待っている。これが高令者の欲求に合致したものであるとは必ずしも云えない。

高令者は、肉体的には保護される立場にあるとはいえ、知的レベルとしては、必ずしも、肉体に見られるような低落はなく、一般社会との交流も十分できるし、また、それを潜在的には希求しているはずである。

社会に占める高令者の比重が高まるにつれて、単なる敬老というよりも、高令者も能力ある人として処遇する必然性も高まっており、それこそ真の敬老ではなかろうか。従来の敬老から脱却するためにはまず、高令者の自主的自発的活動が育つ場が必要で、前述のコミュニティーセンターを中心として、高令者自身の手で活動を生み出し、運営できるようにすべきである。その内容としては、趣味、自己啓発、相互援助活動、地域行事への参加、幼稚園・小・中学校の活動の援助などが考えられるが、このような自主的活動が積重なることによって、高令者自身の意識も高まり、高令者施策へ、生の声が反映できるようになる。

まず、第一歩としては、意識をもった高令者のグループを育て、自分の力で活動ができるようにし、地域の高令者をそこに吸引できる魅力を作り出させることが必要で、各種の知的欲求に応えることができるプログラムを提供し、高令者の参加を呼びかけると同時に、その運営を次第に高令者自身の手で行なえるようにすすめる必要がある。

(4) ボランティア活動の推進

① 高令者のためのボランティア活動

日本ではまだボランティア活動が定着しているとはいえないのが現状であるが、寝たきり老

人のための訪問、老人ホームの慰問にとどまらず、コミュニティ活動の一つとして、若者が自らの活動に高齢者をとりこむ、あるいは、広く高齢者を対象とするプログラムをたてて実践してゆくのを助成する必要がある。

② 高齢者によるボランティア活動

高齢者は、長い人生経験と、それに裏付けられた総合的な能力を持ち、いわば社会から付与された資産を持っている。高齢者自身としても、その総合的な能力を何らかの形で生かすことができる、老後の生活にも張りが出ることになろう。高齢者のグループ活動を母体としながら、高齢者の互助的活動あるいは、子供や若者を相手とする、経験・能力に応じたボランティア活動ができるように行政的配慮をし、必ずしも対価を前提としない奉仕活動に対しても、社会的評価を確立することにより、高齢者の対社会活動を拡大しなければならない。

2. 高齢者の社会参加促進に向けた企業の役割

(1) 高齢者によるコミュニティ活動の援助

① 施設の提供

企業は、従業員の福利厚生施策の一環として、各種のスポーツ文化施設を保有しているが、これらをその属するコミュニティの高齢者のグループ活動に開放し、できうれば、そのグループ活動を援助する人を、その施設での活動に充てることにより、高齢者の社会参加を促進することができる考える。勤労していない高齢者を対象とするために、従業員の利用が少ない時間帯を有効に利用することにもなり、従業員の利用と摩擦を起さず、実施しやすいであろう。

② 従業員のスポーツ・文化活動との連携

企業内には、従業員によるスポーツ・文化活動が行なわれているが、このグループ活動に高齢者の参加を呼びかけることを推進する。文化クラブは別として、スポーツクラブでは高齢者が直接参加することは難しい面が多いかもしれないが、観戦、あるいは高齢者のためのスポーツ指導などの企画をすれば対処できるであろうし、このようにして得られる従業員クラブ活動の社会的拡がり、企業としても望ましいものではなかろうか。企業としては、このような方向への指導をするとともに、やりやすい環境を整えることが必要である。

③ ボランティア活動の支援

高齢者のためのボランティア活動への参加者は、社会経験の乏しい若者だけでなく、社会的経験の深い人々も参加することが望ましいが、現在は社会的環境が整っていないためにそれが困難であり、ボランティアは、若者特に学生という結果になっている。ここに於て企業は、従業員が高齢者を対象とするボランティア活動などに参加するのを奨励し、企業内ボランティア

グループを育成し、目的次第によっては、勤務時間の一部をそれに充てることを容認する位の発想の転換をすることによって、人材不足の叫ばれる福祉活動に企業としての主体的貢献をすることを考えなければならない。

(2) 「仕事が全て」の生活の修正

職を離れてのち、職場が生活の全てであったことに気づくということがないように、余暇生活が充実されなければならないが、これは年令が高くなってからでは遅く働き盛りのころからの準備が必要である。それを企業が助ける意味からも、週休2日制をはじめとする勤労者の拘束時間の減少施策を推進するとともに、従業員の余暇利用について、企業施設の利用、あるいは企業内クラブ活動の推進は勿論であるが、従業員がその居住する地域でのコミュニティ活動に参加して地域とのつながりを深めてゆくことを奨励すべきである。そのためには、コミュニティ単位で施設等が充実される必要があるが、地域的な拡がりを持つ企業の施設の相互融通を計る、あるいは、施設充実の主体となる地方自治体の計画に積極的な協力をしなければならない。

(3) 高令者のための職場開拓

企業がコミュニティにおける高令者の社会参加を促進することは、それだけが単独で存在するよりも、企業本来の活動の中でも高令者が社会とのつながりを継続することができるように、高令者に適した職種を開発することによって、より意味のあるものとなる。企業は、定年年令をできるだけ引き上げるとともに、経済効率だけでなく、高令者の生甲斐を高めることにも主眼を置いた就労の機会を拡大し、企業の属するコミュニティの高令者にもその機会が得られるようにしなければならない。

Ⅳ 経済的および社会的・人間的両側面をともに満たす試み……高令者会社の提案

高令者は、一般の職場で若者と対等に勤労を続けることはできなくなったとしても、何らかの形で勤労を通じた社会とのつながりを継続したいという欲求を持ち続けているのが通常であろう。一方、幾層もの世代で構成されている一般企業の中では、高令者の充実感にすき間ができる傾向は避けがたく、企業内に高令者の職場を準備することが、必ずしも高令者に生甲斐を与えることにならない。

高令者の社会参加としての勤労の場を提供し、その場を高令者にとって充実した生甲斐のあるものとするために、高令者だけの会社を設立育成することを考える。

この会社は、高令者に適した業務に専門化し、運営は高令者自身の手で行なわれるものとする。その眼目は、経営効率よりもむしろ経験を積んでいる、気持の変動が少ない、体力や敏速さには劣るが、責任感が強く仕事に倦まない、といったような高令者の特質を生かすというところにあり、高令者が高令者としての共通の理解にたった業務を行なうことによって、より充実した社会参加ができる場を

作るということである。このことは、高令者会社が赤字経営であってもよいというものではなく、むしろ、慈善的色彩は極力排除すべきである。したがって、ここに働く高令者は必ずしも高い賃金は期待できないであろうが、高令者が劣等感・抑圧感なしに働くことのできる場と若干の収入をともに得られることによる充足感は他に代えがたいものであろう。

このように、高令者は会社を通じて社会へ貢献することにより、社会的・人間的側面の充足感を得るとともに、高令者の手で運営される会社の成果配分を受けることによって、経済的側面においても潤を得ることができ、両側面を満たすことができるものとなる。このような会社を設立育成してゆくには、個々の企業の取組みだけに委ねるよりも、多くの企業が連帯して資金上、取引上など各方面にわたる支援を与えることが望ましい。また、独り企業だけでなく、行政当局をはじめ、社会全体の暖かい配慮が大切であるのは多言を要しない。一方、高令者自身も、この種会社の育成、運営に十分な自覚を持ち、積極的な努力を投入しなければならない。

高令者会社の実現は、勿論容易ではなく、検討すべき問題を抱えているが、高令者の経済的および社会的・人間的両側面を備えた、いわば福祉労働ともいえるべき方向について、今後の福祉社会における全人間的市民社会具現のため、一方策を模策し、提言する。

V む す び

高令者の経済面の保障と社会への参加の維持とについて考えたが、勿論これは老人医療の充実、老人ホーム等の施設の拡充など、全般的な社会保障の充実と併行して行なわれるべきものである。これは、縦割り行政では効率的実施の困難な問題で、高令者を対象とした横割りの一元化が望まれるところである。企業としても、まず高令者に職を提供するのに意を注ぎ、退職者の生活保障をも重視するとともに、企業の属する地域への社会的責任の一環として、高令者の社会参加を助ける方法を、地域特性に応じて考える必要があろう。

一方、高令者自身としては、常に社会への働きかけを忘れず、何か社会に参加し、貢献できるものを見つけようとする態度が必要であるし、高令になるまでの自己努力によって、経済的、社会的な生活基盤を作っておくことが必要である。

さらに、高令者の比率の高まってゆく社会として、今後、考えなくてはならないのは、高令者の社会参加の基本は、異った世代が支え合って作る家庭にあるということである。住宅の狭さ、若い世代の所得など考えるべき問題も多いが、高令者を日本の社会が遇する方向としてどうあるべきかを再考しなければならない。

高令者福祉のための諸施策は、その実施に莫大な費用を要するものであることは言うまでもない。その負担は、国民全体が負わなければならず、その意味で高福祉のためには高負担とならざるを得な

い。そして、その負担を可能にするものは、国民経済の適度の成長である。福祉のレベル向上、負担の増加、適度な成長を全体的に均衡させる透徹した政策が望まれる。

最後に、当面の問題として、貨幣価値の下落が高齢者の生活に与える影響は深刻であるだけに、インフレを終息させるための最大の努力が払われるよう望みたい。

産業構造改革の基本方向（中間報告）

昭和50年2月6日

社団法人 関西経済同友会
産業構造委員会

1. はじめに

昭和50年代の新たな経済・社会発展への出発点となるべき本年は文字通り試練と変革の時機である。当面1～2年を中期的調整期として位置づける見方が多いことは周知の通りであるが、これは決して循環的な意味合いにおける調整期の長期化を指すものではない。問題の本質は内外環境の変化、価値観の変化に即応して、いかにして経済の体質、企業の体質そのものを作りかえていくかであり、それなくしては現下の苦境が1～2年で収束されるという保証はどこにもない。産業界にとっては、いまこそ的確なビジョンをもった厳しい選択と本来の企業家精神の発揚によって物・心両面のバランスのとれた豊かな社会建設への国民的要請に積極的に応えていくことが急務である。

かかる現状認識に立ってさしあたり昭和50年代における産業構造改革の方向づけについて、われわれの基本的な考え方を明らかにしたい。

2. 構造変化への意識改革

(1) 環境変化の実態

昭和40年代後半以来次第に顕在化しつつあった内外の経済・社会・自然環境の変化は今やわが国経済発展のあり方、産業構造のあり方、ひいては企業経営のあり方に本質的な変革を迫るにいたっている。

就中、

- ① 資源・エネルギーの供給限界の表面化と価格体系の激変
- ② 国際的な通商・金融取引秩序の変質
- ③ 環境問題、立地問題の一段の深刻化と社会的コストの上昇
- ④ 深刻なスタグフレーションの進行とそれに伴う社会的な緊張の高まり
- ⑤ 福祉志向型への国民の価値観の変化と国民ニーズの多様化個性化

⑥ わが国の国際的高賃金国への移行によるコスト・プッシュ圧力の増大

などの諸要因は、いずれも従来の重化学工業化を基軸とした高度経済成長の基盤自体が変質したことを意味する。

(2) 成長パターンの変質と構造変革

こうした環境変化の実態を踏まえて考えれば、今や低速経済への移行は不可避の方向として受けとめざるをえない。産業構造審議会の答申（「わが国産業構造の方向」）では昭和50年代の実質経済成長率を前半は年平均7%程度、後半は6.5%程度と想定しているが、むしろこれは成長の上限と解すべきであろう。

わが国経済、産業の環境変化への適応能力、転換能力の高さはつとに指摘されるところであり産業構造面でもそれは重化学工業化推進の過程において大いに具現された。しかしながら、従来の事例はあくまで急速な量的成長の過程における変革であり、多分に成長即変革ともいうべき性格をもっていた。これに対して、50年代の経済成長が高々6~7%程度のラインにとどまるとすればその中での態勢立直しは従来とはまったく異質のものである。“成長を通じての変革”ではなく、むしろ“変革を通じての成長”の追求こそが産業界に課せられた課題である。

(3) 産業構造改革への現実的アプローチ

そもそも一国の産業構造は、その国の経済・社会に深く根を張った歴史的所産であり、先人の努力により集積された叡知の産物である。したがって何が成長産業であり何が衰退産業であるといった単純な議論を繰り返すだけでは意味がない。構造改革は、産業界全般にわたるきわめて地道な、しかも前向きな努力と英断を必要とするものであり、国民のコンセンサスを得つつ経済界が総力をあげて取り組んでいくところに重要な意味がある。

また長期的なビジョンづくりが大切なことは当然であるが、現時点で要請されるのは長期ビジョンそのものよりもそれを達成するための実行可能な動態的プロセスをいかに設定するかである。つまり、産業構造の変革を進める上で将来のあるべき業種別構成、商品別構成の設定はあくまでその一部にすぎない。より大切なことは国民全体が抜本的に頭を切换え、共に責任を分担するという精神的な土台の上に立って、均衡のとれた経済・社会を築きあげていくという姿勢を明示し、確認することである。

3. 産業構造高度化の基本的視点

では産業構造高度化のための具体策はどのような視点から設定さるべきであろうか。産業構造審議会答申では“真の豊かさ”を求める新しい国民ニーズへの対応を前面に打出し、それとの関連で構造変化のビジョンを策定している。確かに、前述のごとき環境変化を考慮すれば新しい国民ニーズへの

対応が最大の課題となることはいうまでもない。しかし、現実在即していえばこれはあくまで基本要件の一つであり、構造変革の推進に当っては次の4本柱を支柱として、それらを同時的・総合的に追求していくことが必要である。

生活と産業との調和が保たれてはじめて真に豊かな生活が実現されるのである。

(1) 国民ニーズへの対応

旧来のマスプロ、マスセール路線に乗った物質的豊かさの追求は、すでにその限界を露呈した。

国民的関心は質的に充実し環境と調和した真の豊かな生活の実現にあることは詳言を要しない。

それに伴う需要行動、需要構造の変化は必然の流れとして受けとめるべきである。

(2) 資源・エネルギー問題の克服

50年代は“限られた資源”、“高価な資源”との闘いの時代である。長期的には必ずしも絶対的な制約条件と考える必要はないかもしれないが、少なくとも50年代においてはこれが最大の制約要因となることは否定しえない。したがって要は、“資源・エネルギーの生産性”をいかにして高めていくかである。そのためには、新しいルールづくりによってできうる限り早急にこれを内部経済化していくとともに、資源・エネルギーの効率的利用に国民的努力を結集することが大切である。

(3) 産業の活力とバランス

資源小国としての弱点が表面化し、しかも1億人の優秀・高価な人的資源を擁するわが国にとつては、制約要因が強まったからといって、縮小均衡的な考え方を前面に打出すだけでは、かえって困難な問題に逢着することになりかねない。国民ニーズへの対応を図ると同時に、

①国際競争市場におけるわが国産業の優位性の保持、②雇用の安定を維持するに足る持続的な成長基盤の保持を図り、産業の活力とバランスを保っていくことが不可決の要素である。国民ニーズに対応した知識集約化の推進といっても、いわゆるソフトウェア産業はそれ自体は大産業とはなりえない。現実にはハードウェアをシステム化して知識・情報を物に体化し、ある程度量産化することによって、初めて産業としての基盤が形成されるのである。

(4) 国際的要請への対応

一方国際的には、わが国は経済大国でありながら資源小国としての脆弱性をもっている。賃金面でもすでに世界有数の高賃金国であり、さらに地理的には南北問題の一つの中核を形成すべきスタンディングにある。したがって今後積極（対外投資、輸出等）、消極（輸入、発展途上国との分業体制の確立等）両面にわたって国際的な視野に立った政策協調がより強く求められることは必至である。時にはこれが国内的な制約要因以上に大きな制約要因、攪乱要因として作用することも十分

ありうる。それだけに、今後は対外的なバーゲニング・パワーの確保、経済外交、資源外交の積極的展開、国際分業体制への協力等外的与件の変化に対する足固めに万全を期することが産業政策の一つの重要な柱となってくる。

4. 産業構造高度化の具体的方向

上記のごとき基本的視点に立って今後の産業構造のあり方を展望するとき、その具体的な方向づけとしては、①産業の知識集約化、②資源・エネルギー問題への積極的対応、③国際的視野に立った構造改革、の3点が中心的な課題となる。もちろん、業種別生産構成、主要資材に関する設備投資動向、需給のバランス等の計量的予測も重要である。しかし、ここではむしろそのプロセスにおける産業政策上の具体的な戦略に力点を置いてわれわれの考え方を提示したい。

(1) 産業の知識集約化

第一の課題は、既存の産業基盤、内外環境変化の実態を踏まえた上で、いかにして総体としての“産業の知識集約化”を促進していくかである。いわゆる“知識集約商品”とか“知識集約型産業”の育成はあくまでその一部にすぎず、支柱は、①基幹素材部門における生産プロセスの高度化、②既存産業分野における製品の高度化、③先導的産業としての高度加工・組立産業の育成、④産業組織からみた業界基盤の整備、の4点に集約される。

(i) 基幹素材産業部門における生産プロセスの高度化

省資源・省エネルギー、環境保全の要請に応えつつ同時に産業の活力とバランスを維持し、対外的なバーゲニング・パワーを確保していく方途はいかにあるべきか。それにはまず、鉄鋼、化学、紙・パルプ、アルミ等の基幹素材産業が現に持っている強みを最大限に活かしつつその弱点を革新的な技術開発によって補強していくことが先決である。もちろん、これらの産業はかねてから生産プロセスの合理化、省力化という点では着実に成果を収めてきており、それが今日の国際競争力の裏付けとなっている。しかしいま必要とされるのはさらに“資源の生産性”向上、産業と社会との調和という観点から抜本的な生産プロセスの高度化に取り組むことである。これなくして計量的な予測をたてても所詮は机上の論議である。その意味で今後の最重点課題とすべきは、これらの部門において、技術力をフルに活かして生産プロセスの変革、スクラップ・アンド・ビルドの推進に積極的に取り組み、ひいては革新的な技術開発によってクローズド・システム化を実現し、公害防除、資源・エネルギー・工業用水の節減、省力化への基盤を固めることである。それには技術的にも、採算的にもなおかなりの時日を要するが、50年代後半にも相当程度実現を期すべきであり、またそうすることが、機械・プラント・エンジニアリング産業の発達にも結びつく。

(ロ) 社会のニーズに適合した製品の高度化

製品の高付加価値化はすでに各業界が鋭意注力してきたところである。今後は真に社会のニーズに適応しかつ国際分業面からの要請に適合した製品の開発という見地からさらに一段の高度化に取り組んでいくことが全業界共通の課題である。ちなみに、製造業部門での製品開発については、次のような方向がその一例として指摘される。

- (a) 鉄 鋼……品質改良、特殊用途材質の開発（海洋開発、原子力用）
- (b) 化 学……合成木材、合成紙、ファイン・ケミカル、エンジニアリング・プラスチック、人工臓器、新しい複合材の開発、自然崩壊性プラスチック
- (c) 電 機……①既存商品のインテリジェンス化（既存商品への各種ノウハウの組込み）
②新しい社会ニーズに応じた商品（医療用機器、教育機器）
③社会システムへの応用（高速道路ゲート制御、総合交通管理システム）
④生産・サービスシステムの自動化、無人化（数値制御工作機械、産業用ロボット、自動改札、自動入出金、自動設計、無人加工装置、店舗省力化システム、自動包装、自動溶接）
⑤情報処理システムの拡充・高度化（電子計算機、通信機械）
- (d) 自 動 車……安全・無公害車、電気自動車、新交通システムの開発
- (e) 織 維……素材の改良、他産業とのシステム化による新用途の拡大、国際分業化の動きに即応した衣料品の高付加価値化

(リ) 高度化推進の基軸としての高度加工・組立産業の育成

上記二点は、いわば既存産業内部からみた“知識集約化”の動きであるが、これと同時に、各産業分野に関連する新しい牽引力として高度加工・組立産業の育成を図ることが必要である。これについては、すでに46年の産業構造審議会中間答申を初めとして、種々の構想が提起されているが、ここで特に強調したいのは、今日にいたるまでの重化学工業化推進の成果をうまく定着させ、さらには今後の環境保全、省力化、省資源・省エネルギー化等のための生産プロセス革新の過程で蓄積される技術、ノウハウを有効に活用すべく、機械産業のシステム的な発展を図っていくことである。生産プロセスの革新を追求するには高度の技術と巨額の資金を要する。しかも積極的にスクラップ・アンド・ビルドを進めていこうとすればコスト的にも大きな負担となる。

したがって、これを促進していくためには、政策面からも積極的な助成策・誘導策を講ずるとともに、その成果を戦略的な成長産業、輸出産業の一つとして育て上げていく体制を固めることが重要な課題である。具体的には、例えば、公害防除関連機器、省資源化・資源再生関連機器、

流通合理化関連機器・システム、省力化関連機器等に特に重点をおくべきであろう。また、このためには、①機械部品工業の基盤整備、②部品、製品の標準化の推進、③システム・ソフトの開発、④産業としてのエンジニアリングの育成、等に積極的に取組んでいくことが肝要である。

(二) 業界基盤の整備

一方産業組織面からみた場合、いかにして業界基盤の整備・強化を図るかが重要なポイントであり、年率6～7%（実質）程度のゆるやかな成長ラインへの移行を前提とする以上、業界全体としての体質改善に積極的に取組むことが急務である。このため、特に中小企業についてはその機動力、転換能力を活かして新しい環境への積極的な適応を図るよう助成すると同時に、製品の標準化、規格化や協業化、共同化を促進するなど国際的な視野に立った健全な発展を志向することが肝要である。

(2) 資源・エネルギー問題への積極的対応

(イ) 省資源・省エネルギー化の積極的推進

資源の有限性が顕在化し、高価格が定着した以上、資源小国としてのハンディキャップは極めて大きい。少なくとも昭和50年代に関する限り6～7%程度の成長を維持するにも資源・エネルギーの絶対的な供給不足による制約を常時意識せざるを得ないのが現実である。とりわけ、直接資源・エネルギーを多量に消費する素材産業分野においては、省資源・省エネルギーへの努力いかに国際的な優位性を引き続き保持しうるか否かのカギとなる。したがって資源・エネルギーの消費原単位の引下げ、生産プロセスの合理化に注力するとともに、成形コークス製造技術や原油直接分解技術の開発など技術面からの局面打開策に積極的に取組むべきである。

(ロ) 加工・流通・消費の各段階を通ずる資源・エネルギーの効率利用

一方、素材産業部門以外の加工・流通・消費の各段階においても次の各面での努力を通じて資源・エネルギーの効率的利用を図り、国民的な視野に立って省資源・省エネルギーへの地道な地盤づくりに取組む必要がある。

① 製品段階における省資源・省エネルギー

……過剰機能・過剰モデルチェンジの自粛、製品耐久化のための規格強化・節電・節エネルギー型製品の開発

② 加工・組立過程におけるリサイクリング・システムの拡充

③ 流通・消費段階におけるリサイクリング・システムの整備（再生・中古市場の整備・拡充）

④ 廃物・廃熱の有効再利用（都市ゴミの再資源化）

(ハ) 資源・エネルギー確保への体制整備

さらに資源・エネルギー確保のための前向きの施策としては ①新しいエネルギー源の開発・拡充、②エネルギー・資源の備蓄体制の強化、③海外立地開発の促進、が特に重要である。

(a) 新しいエネルギー源の開発・拡充

わが国が、エネルギー問題の活路を拓いていく上では、サンシャイン計画の推進等による新しいエネルギー源の開発が重要なカギであり、国家的プロジェクトとして思い切って力を傾注すべきである。ただしこれはあくまで長期的な課題であり、さしあたり昭和50年代においては原子力の開発促進が決定的な重要性をもっている。それだけに、安全性の科学的裏付けの強化や安全審査体制の確立に万全を期すべきはいうまでもないが、同時に、原子力の開発に当っては単に関連業界、個別地域の問題たるとどまらず国民全体、産業界全体の問題として積極的に各界の理解と協力を求めていくような体制を固めていくことが必要である。

(b) エネルギー・資源の備蓄体制の強化

突発的国際政局の変化によるエネルギー・資源の取得難や国際商品市況の急変によるリスクに備えると共に、安定した輸出力を保持するための後盾としても、石油、非鉄等の備蓄体制の強化は是非実現を期すべきである。

これには巨額の資金、コスト負担、広大な用地が必要であり、国策的な見地から助成策を講じていく必要がある。

(c) 海外立地開発の促進

(内容は後述)

(3) 国際的視野に立った構造改革

上記2点では主として国内的な対応策に焦点を絞ったが、これらはいずれも国際的な環境の変化と極めて密接に結びついたものであり、今や国際的な視野に立った構造改革が必要なことはいうまでもない。この面から、とりわけ重視すべきは次の2点である。

(i) 対外投資活動の積極的推進

資源・エネルギーの賦存限界、資源ナショナリズムの台頭、発展途上国の工業化促進への協力の必要性、等からみて、今後は海外直接投資の積極的展開をわが国産業発展の一つの支柱として位置づける必要がある。

したがって、電気機械、自動車、繊維、商業、金融等はもちろんのこと、鉄鋼、石油化学、紙・パルプ、アルミ等の基幹装置産業についても積極的な海外立地指向が必要である。

ただし、大型装置産業の海外投資は、受け入れ国の国策、産業基盤等の面で多大のリスク、制約をはらんでいることも事実である。それだけに、これらについては、早急に長期的なビジョン

を固め、国内における設備投資調整、地域開発のあり方等との斉合性を十分考慮したうえで、選別、調整を図っていくことが肝要である。

(ロ) 国際分業化への配慮

世界的な経済大国としての日本の立場、米国に次ぐ高賃金国としての日本の立場からすれば、産業構造面でも国際協調、とりわけ東南アジア諸国をはじめとする発展途上諸国との協調を踏まえた国際分業体制の確立に注力することが大切である。労働集約的な軽工業製品の輸入依存度の増大、一次産品輸入にかかわる原産地国での加工度の増大、等の傾向が今後一層強まることは必然の方向である。これらの分野では現地国への資本参加や製品の高級化・専門化等によってわが国業界としてもむしろ積極的な形で局面打開を図っていくほかはない。一方、鉄鋼、化学等の素材産業部門では国内立地面での制約もあって今後わが国の輸出余力が相対的に低下することはある程度やむをえない。しかし、これらの部門では、わが国が世界の最先端技術を擁する工業基地としての供給責任を持っていることも忘れてはならない。したがって、対外的な技術協力や資本参加によって、その技術力を生かすと同時に国内的には既述のごとき生産工程の高度化、製品の高度化に取組むことによって世界の最先端技術国としての輸出競争力ひいては国際経済外交におけるバーゲニング・パワーを確保していくべきである。

さらにこの間、戦略的な方向づけとしては、先にも述べた通り、機械産業をはじめとする高度加工・組立産業を育成していくことが必要であり、ひいてはこれをテコにして隣接発展途上国との協調的な発展を志向すべきである。

5. 産業構造政策のあり方

産業構造の高度化は基本的には個々の企業、業界の自己責任において追求すべきものであり、あくまで自由主義経済の原則は堅持すべきである。しかし、今日われわれが当面する内外環境の変化を直視するとき、政府、地方公共団体、その他の公的セクターの役割に期すべき点が従来に比し一段と強まっていることも明白な事実である。したがって、下記の諸点については、政策面からの積極的な助成、方向づけが必要であり、政策当局の強力なリーダーシップが求められる。

(1) インフレ克服こそ大前提

まず第一に、強調すべきは物価安定の重要性である。これは、何も産業政策に限ったことではないが、物価の安定は経済活動全般にわたる基本的なルールであり、それなくして国民生活の安定はもちろん産業構造変革の基本方向すら定まらない。現に、一昨年来経験したごとく基礎資材類の価格が高騰すれば高度加工産業の発展の基盤はくずれてしまい長期的な視野に立った真の構造変革は言うべくして実現不可能である。その意味で、産業構造政策展開の基礎となる長期経済計画の策定

に当っては、低速経済の実態、その間における物資需給のバランスを齊合的に納得しうる形で明示し、物価安定の上に立った持続的成長路線追求への不退転の政策姿勢を確立することが先決である。

(2) 適切な誘導政策の確立

民間企業の活力をフルに活かすためには、自由市場のプライス・メカニズムを尊重すべきであるが、下記の諸点については政策面からの適切な誘導策を確立し、それをアプリアリに内部経済化することによって、構造改革への土台を固めるべきである。

① 公害防除、製品の安全性確保等に関する適切な基準の明確化とその遵守……この点では企業自身が厳正な規制基準の確立に積極的に協力すべきであるが、他方、政府、地方公共団体サイドにおいても感情論的な企業批判の風潮に対しては責任ある前向きの説得努力が要請される。

② 省資源・省エネルギー化推進へのルールづくり

- (a) 資源・エネルギーに対する高コスト意識の徹底……最終消費段階における新しい価格体系、課税システムの導入
- (b) 省資源・省エネルギー型の技術開発、製品開発への積極的な助成策……財政資金の投入、各種税制面からの助成、公的セクターにおける優先購入等
- (c) 製品耐久化への基盤整備

③ 国際的比較劣位産業の事業転換、協業化促進等への助成措置

(3) 立地問題への革新的アプローチ

わが国経済の健全な発展を図るうえで、資源問題とならぶ大きな制約要因は立地問題である。といても決して従来の重化学工業化路線の延長線上に立った拡大主義的な地域開発に固執するものではない。バランスのとれた都市政策の展開、地域経済の発展を図るためにも国土の有効な活用を図ることは不可欠の課題である。また一方、国際的な視野からみても、今後の対外直接投資、就中、大型装置産業の海外進出には極めて多くの制約、リスクを伴う。国内立地の難しさを逃れるための海外進出といった安易な考え方は到底通用しない。むしろ海外立地の推進に必要とされるだけの資金とコスト（インフラストラクチャーを含む）を国内立地政策面での革新的アプローチ（環境保全に関するルールづくり、科学的立地選定、地域ぐるみのクローズド・システム、リサイクリング・システムの確立等）に向けるならば国内立地開発の余地は決して少なくない。その意味で、従来の発想とはまったく頭を切りかえて官民一体となって国土利用計画の抜本的な見直しに取り組むことを考えるべきである。

(4) 構造改革の支柱 ― 技術開発

以上みてきたことから明らかな通り、産業構造改革の原動力であり、かつその支柱をなすのは革

新的な技術の開発である。就中、資源・用地面で多大の制約をうけるわが国産業界が国際社会の中で優位性を保てようとすれば、その方途は自主的な技術開発力の拡充をおいて他にない。

その意味では、革新的な技術の開発こそ企業家の経営責任、社会的責任の最たるものである。しかしながら、創造的な技術開発は決して一朝一夕に生れるものではなく、また個別企業単位では実現困難なものも少なくない。したがって、今後は産業保護といった狭い観点からではなく、むしろ内外のニーズに即応した技術開発を国民的課題として設定し、財政面、制度面からの思い切った助成・促進策を講ずることが緊要である。

(5) 産業構造政策の国際的展開

今後の産業政策の展開にあつては、多極化し複雑化する国際政治経済情勢の中で、いかにして協調的な相互依存体制を保ちつつ、一方でわが国独自の国際的な地歩を固めていくかがきわめて重要な要素である。それだけに資源・エネルギーの安定供給体制の確保、健全な対外投資活動の推進、国際分業体制の確立の要請を具体化していくにあたっては民間業界の努力と同時に国家的施策としても強力な経済外交の確立に万全を期し国際的視野に立った産業構造政策の指針を明示することが望まれる。

以 上

昭和49年度中堅企業委員会活動報告

昭和50年3月27日

社団法人 関西経済同友会
中 堅 企 業 委 員 会

1. 昭和49年度の経営環境

生産・出荷の減少、製品価格の上昇率鈍化あるいは下落、人件費および金融費用の著増などによって、49年度の企業収益は急速に悪化した。とくに中堅・中小企業の落差の大きさが目立っている。法人企業統計季報によって49年7～9月の純損益の前年同期比減少率を資本金階層別にみると、資本金10億円以上が18.2%、資本金1億円以上10億円未満が64.4%、資本金1千万円以上1億円未満が50%となっている。諸物価の動きからみると、49年度は平均的な中堅・中小企業にとって相対的に製品安・原材高が進行したといえる。下期も大幅減益が予想されている。

一方、きびしい引締め政策の下で企業倒産が多発した。そのなかで、46～7年の金融超緩慢期に本業以外の分野で業容を拡大した中規模企業の大型倒産が目立ち、堅実経営の重要性があらためて認識された。

2. 昭和49年度の活動概要

中堅企業は自主独立の存在であることを確認し、低成長・高コストに対処する経営のあり方、省資源、福祉経済社会への適応の仕方を研究課題とした。このため、①新価格体系の考え方、②産業構造の改革、③中堅企業と大企業・協力企業との関係、④変動する国際情勢下における中堅企業の海外活動等について研究活動が続けてきた。3回の常任委員会のほか次のようなヒヤリングを行ない、また50年2月27日には京・阪・神・中部の中堅企業問題合同懇談会をもった。

- | | | |
|--------------------|-----------|--------|
| (1) 大阪通産局商工部長 | 赤川 邦雄氏 | 5. 27 |
| 「中小企業白書」解説 | | |
| (2) 成 大学教授 | 上野 裕也氏 | 7. 24 |
| 「新しい経済環境の下での新価格体系」 | | |
| (3) 東京商工リサーチ | 専務 蕪木 重二氏 | 11. 26 |
| 「最近の倒産状況と今後の見通し」 | | |

3. 中堅企業の課題と政府の施策

産業界は、的確なビジョンをもった厳しい選択と、本来の企業家精神の発揚によって、物・心両面にわたって豊かさを享受しうる社会建設への国民的要請に積極的に応えていかなければならない。

中堅企業の基本的問題は、①新製品の開発、②トップの意思決定、③経営組織の動態化であり、とくに新製品の開発力こそいかなる苦境にあっても強い発展をもたらす。そして、この新製品の開発は、革新的技術を求めるよりも現在ある技術をいかに独創的に組み合わせるかが中堅企業の課題である。

低成長期を迎えて企業の経営環境はきびしい。金融も中期的にみて楽になるとは考えられない。実質成長率の低下は外部資金依存度を低める要因となるが、一方、卸売物価上昇率が47年ごろまでと比べて高く、これが外部資金依存度を高める要因となる。これまでのインフレの結果、資産再評価が問題となるほど減価償却費が不足するようになっていることも無視できない。

過剰流動性がインフレをまねいた経験から政策も引締め気味の運営が基調となろう。中堅企業は大企業と中小企業に比べ、「政策の谷間」に放置されているが、今後政府に対して積極的に改善を要望していきたい。

